大雪山国立公園

公園区域及び公園計画変更書 [第2次点検] (環境省案)

平成 30 年 月 日 環 境 省

目次

第1	公園区域の変更
1	変更理由
2	指定理由の変更内容
3	地域の概要の変更内容
第 2	公園計画の変更18
1	変更理由
2	基本方針の変更内容19
3	規制計画の変更内容25
	(1) 保護規制計画及び関連事項25
	ア 特別地域25
	(ア) 第1種特別地域25
	(イ)第2種特別地域 ······ 2ϵ
	イ 面積内訳27
4	7 //47 - 20/4 4
	(1) 施設計画
	ア 利用施設計画31
	(ア) 集団施設地区31
	(イ)単独施設43
	(ウ)道路44
	a 車道 ··········44
	b 自転車道 ············45
	c 歩道 ·················45

第1 公園区域の変更

1 変更理由

今回の第2次点検において区域の変更は行わないが、「指定理由」及び「地域の概要」について、 再検討時(平成7年)からの情勢変化等を踏まえた修正を行うものである。

2 指定理由の変更内容 指定理由を次のとおり変更する。

変更前	現行指定書に記載なし。																				
変更後	(1) 指定理由	ア 景観 (同一風景型式中、我が国の風景を代表する傑出した自然	の風景地)	大雪山国立公園は、北海道の中央部に位置する原生的な山岳地	域である。中生代に堆積した日高累層群と新生代の火山噴出物に	より形成された広大な溶岩台地等を基盤とし、その上に噴出した	大雪山火山群、十勝火山群、然別火山群等の火山を有するととも	に、基盤部分が地表に現れた石狩岳連峰を含め多様な山々から成	る。また、これらの山々の山頂部周辺には大規模な高山植物群落	が見られ、その裾野には広大な針葉樹林、針広混交林の森林が広	がる。これらの植生を背景に、エゾヒグマやエゾジカなどの大型	のほ乳類、氷期の遺存種と言われるエゾナキウサギなど多様な野	生生物が生息している。	本公園の風景型式は、溶岩台地等の上に火山が形成される地形	を基盤とし、高山帯生態系から自然林生態系が連続して広がる風	景である。	当該風景型式の中でも、本公園の風景は、地形の基盤となる溶	岩台地等が標高の高い地域に極めて大規模に広がるほか、その上	に形成された火山の数も多く、また、高標高地にある高山帯生態	系の高山植物(湿原植物・雪田植物等を含む)から低標高地にあ	る自然林生態系の針葉樹林帯や針広混交林の自然植生までが連

続して広大に広がるため、規模の大きさ(雄大さ)、原生性、偉大さ、美しさの観点から我が国で傑出している。さらに、連続する高山帯生態系及び自然林生態系については自然度も高く、高山帯生態系については、氷期にシベリア、千島列島、本州から多くの高山植物が移入して形成されたことから、その種類が非常に多彩となり、この点においても原生性、偉大さ、美しさが傑出している。

したがって、本公園は我が国を代表する傑出した自然の風景地である。

イ 規模 (区域面積が原則として3万ha以上)

本公園の区域面積は、226,764haである。

ウ 自然性(原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha 以上) 本公園の原生的な景観核心地域は、大雪山火山群、十勝火山群、 然別火山群等の各火山、火山活動に起因して形成された湖(然別 湖)や柱状節理を含む峡谷景観(層雲峡、天人峡)、高山植物群 落が生育する高山帯、高山帯の裾野に広がるアカエブマツ等の亜 高山性の針葉樹林が広がる地域等で、その区域面積は66,347ha

エ 利用 (大人数による利用が可能)

である。

本公園の利用は、層雲峡温泉、旭岳温泉、ぬかびら源泉郷等を 主たる利用拠点とし登山、野生動植物の観察、景勝地巡り、自然 散策、温泉入浴等が主な利用形態である。なお、これらの利用形

		変更前
 態は利用拠点が開発され始めた大正時代以降のことであり、それ 以前は、アイヌの人々が聖城や神が住む世界とみなしてカムイミ ンタラ (神々の遊ぶ庭) と呼び畏敬や畏怖の対象としており、積 極的な利用はなされていなかった。 以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」(平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号環境省自然 環境局長通知)の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び 指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定及び 指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定及び また、本公園のテーマを「北海道の真ん中に広がる大屋根一カム また、本公園のテーマを「北海道の真ん中に広がる大屋根一カム イミンタラ神々の遊ぶ庭一」とし、溶岩台地等、火山、高山帯生態 系、自然林生態系から成る原生的で広大な傑出性の高い山岳景観を 保全し、大雪山を畏敬や畏怖の対象としてきたアイヌ文化を踏まえ つつこのような山岳景観を損なわないよう適切な利用を推進する ものである。 	3 地域の概要の変更内容 地域の概要を次のとおり変更する。	変更後

(1) 景観の特性

地形、地質

火口の凹地)を形成する大雪火山群、現在も噴煙をあげる十勝 累群層が地表に現れた非火山の石狩岳連峰を包含している。 特 に火山活動に起因する峡谷沿いの柱状節理、カルデラ地形、温 泉、噴気現象が各地にみられ、滝や函などの興味深い地形も数 多い。また、広大な高山帯を有しているため、永久凍土、構造 本公園は、北海道の中央部に位置し、お鉢カルデラ(爆裂 岳を主峰とする十勝岳連峰、然別湖周辺の然別火山群や、日高 士など、寒冷地特有の地質現象も見られる。

植生,野生生物

ミヤマハンノキ、ナナカマド等の木本や雪田、雪崩斜面に発達 するわい性木本あるいは草本群落等、多様な植生が発達してお り、夏季の高山植物の開花期にはその広大性、希少性や固有性 本公園を特色づけるのは大雪火山群から十勝岳、石狩岳な ど、北海道でもっとも標高の高い山岳の上部に成立する我が国 こおいて他でみられない優れたお花畑景観を形成する。標高 最大の高山帯に生育する自然性の高い植生である。ハイマツ、 1,600~1,800m付近から上部はこの植生で占められている。

葉樹林帯、針広混交林帯となっている。針葉樹林はトドマツ、 エゾマツ、アカエゾマツが環境によってその構成比を変え、 標高 1,600~1,800m付近より下部は順にダケカンバ帯、 交林ではダケカンバが混じることが多い。

争

巡

(1) 景観の特性

地形、地質

本公園は、北海道の中央部に位置し、お鉢カルデラ(爆裂火 口の凹地)を形成する大雪火山群、現在も噴煙をあげる十勝岳 石狩岳連峰を包含している。特に火山活動に起因する峡谷沿い を主峰とする十勝岳連峰、然別湖周辺の然別火山群や非火山の **滝や函などの興味深い地形も数多い。また、広大な高山帯を有** しているため、永久凍土、構造土など、寒冷地特有の地質現象 噴気現象が各地にみられ、 の柱状節理、カルデラ地形、温泉、 も見られる。

イ権生

生である。ハイマツ、ミヤマハンノキ、ナナカマド等の木本や 様な植生が発達しており、夏季の高山植物の開花期にはその広 北海道でもっとも標高の高い山岳の上部に成立する高山帯の植 大性、稀産性や固有性において他でみられない優れたお花畑景 観を形成する。標高 1,600~1,800m付近から上部はこの植生で 雪田、雪崩斜面に発達するわい性木本あるいは草本群落等、多 本公園を特色づけるのは大雪火山群から十勝岳、石狩岳など、 古められている。

標高 1,600~1,800m付近より下部は順にダケカンバ帯、針葉 ゾマツ、アカエゾマツが環境によってその構成比を変え、混交 樹林帯、針広混交林帯となっている。針葉樹林はトドマツ、 林ではダケカンバが混じることが多い。

野牛動物

自然性の高い広大な森林や高山等特異な環境を有する本公園は、多種の野生動物が生息する。<u>エゾ</u>ヒグマやエゾジカなど大型のほ乳類、クロテンやオコジョ、エゾシマリス、エゾリス、エゾ・モンガなど中型小型のほ乳類も多く生息している。高山帯を中心とする岩礫地にはエゾナキウサギも多数生息する。

鳥類のうち特徴的なものをあげれば、高山ではホンガラス、 ギンザンマシコ、ノゴマ、ビンズイなどが繁殖し、森林帯では クマゲラやシマフクロウの生息も確認されている。峡谷の岩壁 にはアマツバメ類、イワツバメが繁殖している。その他動物と してオショロコマ、ミヤベイワナ等の魚類、エゾサンショウウ オ等の両生類、爬虫類、また本公園に特有なものとしてウスバ キチョウ、アサヒヒョウモンなど<u>氷期</u>の遺存種と考えられる高 山蝶がある。 また、<u>高山蝶を含め</u>昆虫類は調査が十分に進ん でおらず、今後も新種が発見される可能性もある。

高山植物群落には希少種も多く、エゾオヤマノエンドウ、ホソバウルップソウなどの大雪山固有種や、リシリリンドウのような分布の限られた種類も見られる。

<u>ウ</u> 自然現象

本公園は、北海道のほぼ中央に位置しており、内陸性の気候のもとで、気象条件は厳しく、標高が 2,000m程度の山頂部は、本州の 3,000m以上の山岳部の気象条件に匹敵する。冬の訪れは早く、9月上旬には初冠雪を見る。6月下旬から7月中旬かけて短い夏を迎えるが8月中旬には霜が降り、9月下旬には完全に冬山の姿に変わる。高山帯に建設されている白雲岳避難小

自然性の高い広大な森林や高山等特異な環境を有する本公園は、多種の野生動物が生息する。ヒグマやエゾシカなど大型のほ乳類、クロテンやオコジョ、エゾシマリス、エゾリス、エゾモモ・ンガなど中型小型のほ乳類も多く生息している。高山帯を中心とする岩礫地にはナキウサギも多数生息する。

鳥類のうち特徴的なものをあげれば、高山ではホシガラス、 ギンザンマシコ、ノゴマ、ビンズイなどが繁殖し、森林帯では クマゲラやシマフクロウの生息も確認されている。峡谷の岩壁 にはアマツバメ類、イワツバメが繁殖している。その他動物と してオショロコマ、ミヤベイワナ等の魚類、エゾサンショウウ オ等の両生類、爬虫類、また本公園に特有なものとしてウスバ キチョウ、アサヒヒョウモンなど氷河期の遺存種と考えられる 高山蝶がある。また、昆虫類は調査が十分に進んでおらず、今 後新種が発見される可能性もある。

エ 自然現象

本公園は、北海道のほぼ中央に位置しており、内陸性の気候のもとで、気象条件は厳しく、標高が 2,000m程度の山頂部は、本州の 3,000m以上の山岳部の気象条件に匹敵する。冬の訪れは早く、9月上旬には初冠雪を見る。6月下旬から7月中旬かけて短い夏を迎えるが8月中旬には霜が降り、9月下旬には完全に冬山の姿に変わる。高山帯に建設されている白雲岳避難小屋

屋での年間平均気温は摂氏マイナス 3.8 度である。

特異な自然現象としては、高原温泉やトムラウシ地獄谷の噴気現象、旭岳や十勝岳の噴火活動、丸山のドーム石灰華等があげられる。

エ文化景観

火山活動を背景に層雲峡温泉、旭岳温泉、ぬかびら源泉郷などで温泉が湧出している。それぞれの温泉開発の歴史を背景として保健、休養を兼ねた観光利用が盛んに行われ、その様子が特色ある温泉地の景観を形成している。

大雪山の各地に残るアイヌ語地名は、アイヌ民族の自然環境に対する認識、アイヌ民族の歴史や文化を表現している。また、大雪山の高山帯、森林、柱状節理等は多くの文学中で表現され、人々を魅了してきた。このため、大雪山国立公園の自然景観は、これらの観点から文化景観としても捉えることができる。

(2) 利用の現況

本公園には、北海道の中央部を東西に走る国道39号線が<u>通る</u>ため、北海道周遊観光ルート上に位置する層雲峡温泉の利用者が際だって多い。

(平成 <u>27</u>年利用者数、層雲峡 <u>2,013</u>千人、勇駒別 <u>296</u>千人、 糠平 <u>988</u>千人 ※環境省「自然公園等利用者数調」より引用) その他のアクセス道路は、国道 273 号線と十勝岳周辺の道路以外はすべて行き止まりの道路となっており、冬季間通行止め

での年間平均気温は摂氏マイナス3.8度である。

特異な自然現象としては、高原温泉やトムラウン地獄谷の噴気現象、旭岳や十勝岳の噴火活動、丸山のドーム石灰華等があげられる。

(2) 利用の現況

本公園には、北海道の中央部を東西に走る国道39号線が通過しているため、北海道周遊観光ルートの通過地点に当たる層雲峡温泉の利用者が際だって多い。

(平成5年度利用者数、層雲峽2,857千人、勇駒別566千人、糠平700千人)

その他のアクセス道路は、国道273号線と十勝岳周辺の道路以外はすべて行き止まりの道路となっており、冬季間通行

の道路も数多い。このため、一部を除いて利用の季節が限られ アンス 主な利用形態は、各利用拠点における温泉を利用した保養と周辺の自然探勝、夏季の登山と高山植物探勝、峡谷沿いの景観探勝等である。

(年間利用者数、平成 27 年 4,980 千人。平成 28 年度年間登山者数推計、約 5 ~10 万人程度 ※環境省「自然公園等利用者数調」及び「平成 28 年度大雪山国立公園入山者数推計」より引用)

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

国有地 <u>214,812</u> ha、 公有地 <u>9,853</u> ha、 私有地 2,099 ha

イ 人口及び産業

表1 人口の推移(総務省統計局、平成 29 年1月1日住民基本台帳人口・世帯数)

世帯数(戸)	10,994	2,101
<u>ДП (Д)</u>	<u> 22,598</u>	3,789
市町村名	富良野市	<u> 上川町</u>
	北海道	

止めの道路も数多い。このため、一部を除いて利用の季節が 限られている。 主な利用形態は、各利用拠点における温泉を利用した保養と周辺の自然探勝、夏季の登山と高山植物探勝、峡谷沿いの景観探勝等である。

(年間利用者数、平成5年度 5,901千人)

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本公園は、ほとんどすべてが国有地及び公有地であり、私有地はわずか0.9%にすぎない。国有地及び公有地のなかでも、国有林の公園全体に占める割合は94.6%にのぼる。(国有林 213,580ha 国有地 886ha 公有地 10,198ha 私有地 2,099ha)

イ 人口及び産業

本公園は、上川支庁、十勝支庁の2支庁、1市9町にまたがっているが、公園内の定住人口はわずかで、集団施設地区等利用拠点に限られている。観光業以外の産業は、国有林等の林業以外にはほとんど無いといえる。

3,755	4,768	5,267	$\frac{1,425}{}$	2,697	2,439	<u>2,508</u>	3,414	39,368		65 歳以上	7日	7,096	(31.0%)	1,605	(39.7%)	2,603	(32.1%)
8,188	10,335	10,984	2,592	6,236	4,917	<u>5,559</u>	6,309	81,507	年齡別人口(総務省統計局「平成 27 年国勢調査」)	15~64歳 6		13,092	(57.2%)	2,082	(51.5%)	$\frac{4,450}{}$	(54.9%)
	[1							当統計局「平成	15 歲未満	7日	2,684	(11.7%)	357	(8.8%)	1,057	(13.0%)
東川町	美瑛町	上富良野町	南富良野町	土幌町	上士幌町	鹿追町	新得町	-	湖人口(終務4	総数		22,936		4,044		8,111	
									表2 年齢			富良野	#	上川町		東川町	

$\frac{3,735}{}$	(36.3%)	3,234	(30.0%)	816	(31.9%)	1,794	(29.3%)	1,676	(35.2%)	1,567	(28.3%)	2,183	(34.7%)	26,309	(32.3%)	+と一致し		[[]]	4 4 4 4	8. 米 	11,843
5,437	(52.8%)	6,141	(26.9%)	1,451	(%8.8%)	3,494	(57.0%)	2,543	(53.4%)	3,167	(57.1%)	3,441	(54.7%)	45,298	(55.6%)	年齢別人口の合計と一致し		「平成 27 年国勢調査」)	第3次産業	人口 構成 比	7,584 65.5
1,116	(10.8%)	1,415	(13.1%)	288	(11.3%)	844	(13.8%)	543	(11.4%)	808	(14.6%)	661	(10.5%)	9,773	(12.0%)	人口を含むため、			第2次産業	人口 構成 比 比	1,586 13.7
10,292		10,826		2,555		6,132		4,765		5,542		6,288		81,491		※総数人口には年齢不詳人口を含むため、	13 18 5°	産業別就業者数(総務省統計局	第1次産業	人口 構成 比	2,401 20.8
美瑛町		上富良	野町	南面	野町	上帳町		上土幌	鱼	鹿追町		新得町		√□ √□		※総数人[ない場合がある。	表3 産業	1 4 1	(大)	画 中 座

															指定年月日	S35. 3.29
															面積(ha)	6,868.3
												ウ 権利制限関係	安林		位置	北海道上川郡上川町内
												ウ権利	(ア) 保安林	(国有林)	種類	水源かん養
2,077	3,923	5,206	5,661	1,271	3,341	2,478	3,013	3,298	42,111	産業別就業者数					指定年月日	
77.5	61.7	58.4	70.7	64.8	44.8	53.3	57.9	64.6	61.8	-					禁	
1,609	2,387	2,990	3,968	821	1,493	1,308	1,736	2,123	26,019	※就業者総数には分類不能産業就業者数を含むため					重複面積	(ha)
10.7	17.1	11.5	12.0	14.9	12.3	13.1	6.1	14.9	12.6	と 者数を						
222	<u>699</u>	591	671	189	410	321	184	488	5,325	3産業就業					位置	
11.8	21.1	30.1	17.4	20.3	42.9	33.7	36.0	20.5	24.3	分類不能	c°	艮関係	*			
244	817	1,540	975	257	1,430	827	1,079	675	10,245	総数には5	一致しない	ウ 権利制限関係	(ア) 保安林	(国有林)	単	
三川町	東川町	美瑛町	上富良野町	南富良野町	土幌町	上土幔町	鹿追町	新得町	√□ √□	※就業者	の合計と一致しない。				種類	

S45.11.2	S56. 8.28	S61. 4. 1	T 6. 6.23	S45.11.2	S56.12.28	S35. 3.29	S43. 3.30	S35. 3.29	S43. 3.30	T14.11. 4	S35. 3.29	S43. 3.30	S43. 3.30		S43. 3.30		S53. 3.29		S53. 3.13		S46. 3.25	S53. 3.13	H 1. 9.25	S53. 3.13
			43,334.1			3,925.6		10,157.2		6,419.0			4,928.6		3,431.5		5,679.7		12,262.7		12,111.9			4,868.3
国有林上川営林署			北海道上川郡上川町内	国有林上川営林署		北海道上川郡東川町内	国有林旭川営林署	北海道上川郡美瑛町内	国有林旭川営林署	北海道上川郡美瑛町内	国有林美瑛営林署		北海道空知郡上富良野町内	国有林富良野営林署	北海道富良野市内	国有林富良野営林署	北海道空知郡南富良野町	国有林幾寅営林署	北海道上川郡新得町内	国有林新得営林署	北海道河東郡上士幌町内	国有林上士幌営林署		北海道河東郡鹿追町内
29	01																							
昭 35. 3.29	昭 45.11.2	昭 56. 8.28	昭 61.4.1	\pm 6.6.23	昭 45.11.2	昭 56.12.28	昭 35. 3.29	昭 43. 3.30		昭 35. 3.29	昭 43. 3.30		$\pm 14.11.4$	昭 35. 3.29	昭 43. 3.30	昭 43. 3.30				昭 43. 3.30				
6,868.3 昭 35. 3.	昭 45.11. 2	昭 56. 8.28	昭 61. 4. 1	43,334.1 \pm 6.6.23	昭 45.11.2	昭 56.12.28	3,925.6 昭 35. 3.29	昭 43. 3.30		10,157.2 昭 35. 3.29	昭 43. 3.30		6,419.0 $\pm 14.11.4$	昭 35. 3.29	昭 43. 3.30	4,928.6 昭43. 3.30				$3,431.5$ $\frac{17}{12}$ $43.3.30$				
	国有林上川 <u>中部森林</u> 昭45.11.2	管理署 (旧上川営林署)	<u>mg</u> 61. 4. 1		国有林上川 <u>中部森林</u> 昭45.11.2	<u>管理署</u> <u>昭 56.12.28</u>	,	国有林 <u>上川中部森林</u> 昭43.3.30	管理署		国有林上川中部森林 昭 43.3.30	管理署	•	国有林上川中部森林 昭 35. 3.29	<u>管理署</u> <u>昭 43. 3.30</u>		即內	国有林上川南部森林	管理署		国有林上川南部森林	管理署		

北海道空知郡南富良野	5,679.7	昭 53. 3.29		国有林帯広営林署		
			(国有林)			
			種類	位置	面積(ha)	指定年月日
	12,262.7	昭 53. 3.13	土砂流出防	北海道上川郡上川町内	580.2	S35. 3.29
			備	国有林上川営林署		S56. 8.28
				北海道上川郡新得町内	42.1	S62. 8.15
				国有林新得営林署		
	12,111.9	昭 46. 3.25		北海道河東郡上士幌町内	33.9	S62. 8.15
		昭 53. 3.13		国有林上士幌営林署		
		平 1.9.25	保健	北海道上川郡上川町内	319.2	S56. 8.28
				国有林上川営林署		S61. 4. 1
				北海道上川郡上川町内	3,586.0	T 6. 6.23
	4,868.3	昭 53. 3.13		国有林上川営林署		S45.11. 2
						S56. 2.21
						S56. 8.28
						\$56.12.28
	580.2	昭 35. 3.29				S63. 7.11
		昭 56. 8.28		北海道上川郡東川町内	661.3	S58. 2.21
				国有林旭川営林署		\$58.10.4
	42.1	昭 62. 8.15		北海道上川郡美瑛町内	166.0	S58.10. 4
				国有林旭川営林署		
				北海道上川郡美瑛町内	756.0	S51. 3.31
				国有林美瑛営林署		
				北海道空知郡上富良野町内	1,394.2	S58.10. 4

	S58. 4.25		S58. 4.25		S58. 4.25		S54. 6.25			指定年月日	S57. 1.30]									
	65.3		216.9		1,772.5		507.4			面積(ha)	0.1		-									
国有林富良野営林署	北海道河東郡士幌町内	国有林上士幌営林署	北海道河東郡上士幌町内	国有林上士幌営林署	北海道河東郡鹿追町内	国有林帯広営林署	北海道上川郡新得町内	国有林新得営林署		位置	北海道上川郡上川町内	字層雲峡(環境庁所管地)										
					10		1		(国有地)	種類	土砂崩壊防	備										
图 62. 8.15				昭 56. 8.28	昭 61.4.1		<u>大</u> 6.6.23	昭 45.11.2	昭 56. 2.21	昭 56. 8.28	昭 56.12.28	昭 63. 7.11	昭 58. 2.21	昭 58.10. 4		昭 58.10. 4			昭 51. 3.31			
33.9				3192			3,586.0						661.3			166.0			756.0			
北海道河東郡 <u>鹿追町内</u>	国有林十勝西部森林	管理署	東大雪支署	北海道上川郡上川町内	国有林上川中部森林	管理署	北海道上川郡上川町内	国有林上川中部森林	管理署				北海道上川郡東川町内	国有林上川中部森林	管理署	北海道上川郡美瑛町内	国有林上川中部森林	管理署	北海道上川郡美瑛町内	国有林上川中部森林	管理署	
北海道	H	管理		#		₹(m																

昭 58.10. 4				昭 58. 4.25				昭 58. 4.25					昭 58. 4.25				昭 54. 6.25				昭 57. 1.30		
1,394.2				65.3				216.9					1,772.5				507.4				0.1		
北海道空知郡上富良野	即内	国有林上川南部森林	管理署	北海道河東郡士幌町内	国有林十勝西部森林	管理署	東大雪支署	北海道河東郡上士幌町	€	国有林十勝西部森林	管理署	東大雪文署	北海道河東郡鹿追町内	国有林十勝西部森林	管理署	東大雪文署	北海道上川郡新得町内	国有林十勝西部森林	管理署	東大雪支署	北海道上川郡上川町内	字層雲峡環境省所管地	
																					土砂崩壊防備		

(公有林)	(\			(道有林)			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	種類	位置	面積(ha)	指定年月日
水源かん養	北海道上川郡上川町内	1,401	$\pm 13.12.25$	水源かん養	北海道上川郡上川町内	1,401.0	T13.12.25
	字東雲 上川南部管理				字東雲 旭川経営区		
					北海道上川郡上川町内		S45. 7.23
	北海道上川郡上川町内		昭 45. 7.23		字愛山渓 旭川経営区		
	字愛山渓 上川南部管						
	理区				北海道上川郡東川町内	5,854.0	T13.12.25
	北海道上川郡東川町内	5,854.0	$\pm 13.12.25$		字ピウケナイ 旭川経営区		
	字ピウケナイ 上川南			保健	北海道上川郡上川町内	1,402.0	S55. 2.12
	部管理区				字東雲 旭川経営区		
俗 健	北海道上川郡上川町内	1,402.0	昭 55. 2.12			(1,401.0 ⅓‡	
	字東雲 上川南部管理	(1,401.0 13			北海道上川郡上川町内	水源涵養と重	S56. 6.15
		水源涵養と			字愛山渓 旭川経営区	複)	
		重複)					
	北海道上川郡上川町内		昭 56. 6.15		北海道上川郡東川町内	3,125.0	S55. 2.12
	字愛山渓 上川南部管				字ピウケナイ 旭川経営区	(3,125.0 は	
	理区					水源涵養と重	S56. 6.15
	北海道上川郡東川町内	3,125.0	昭 55. 2.12			複)	
	字ピウケナイ 上川南	(3,125.0 は	昭 56. 6.15				
	部管理区	水源涵養と					
		重複)					

(イ) 鳥獣保護区	(イ) 鳥獣保護区
(省略)	(省略)
(ウ) 史跡名勝天然記念物	(ウ) 史跡名勝天然記念物等
(省略)	(省略)

第2 公園計画の変更

1 変更理由

大雪山国立公園は、北海道の中央部に位置し、原生的で雄大な山岳景観を有する国立公園である。その景観は、ユーラシアプレートと北米プレートの衝突の過程で形成された付加体から成る日高累層群と、火山活動で噴出した溶岩により形成された広大な溶岩台地を基盤とし、その上に形成されたニセイカウシュペ山等の成層火山、然別火山群、大雪山火山群、十勝火山群、さらには基盤部分が構造山地となった石狩岳連峰を含め多様な山々から成る。また、広大な溶岩台地の上には、雄大な高山帯や針広混交林の景観が広がり、夏季には高山植物のお花畑景観が見られ、エゾヒグマやエゾジカなどの大型のほ乳類、氷期の遺存種と言われるエゾナキウサギなど野生動植物の宝庫となっている。

本公園は、昭和9年12月4日に指定され、昭和52年に十勝川源流部原生自然環境保全地域の指定に伴い、公園区域の一部削除が行われている。平成7年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)が行われた後、平成15年に第1次点検が行われ現在に至っている。

大雪山国立公園の山岳地の表層は火山灰を含む未固結火山噴出物が多く地質的な脆弱性を含むことから登山道の荒廃が進行しており、登山道の維持管理が重要な課題とされてきた。平成20年頃までには、登山道の荒廃メカニズム等について科学的な知見が一定程度とりまとめられ、平成21年頃から、事業執行者が行う登山道の維持管理の取組に、一般登山者、山岳関係団体、関係行政機関等が参加するいわゆる協働型の維持管理が進められてきた。一方、登山利用者も団体登山から個人登山への登山形態の変化等、利用実態も変化しつつある。

こうした動きを背景に、平成 27 年度には、「大雪山国立公園登山道管理水準」の改定が行われ、利用体験、保全対策それぞれについて具体的な水準が設けられた。また、当該水準に基づき適切な維持管理をするため、平成 28 年 3 月には「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」も改定された。また、将来的には当該地域における降水量の増加が予測されており、自然的な条件の変化からも登山道の荒廃に拍車がかかることが懸念されることから、今後、改定された管理水準を元に、協働型による登山道の整備及び維持管理、適正な利用を推進していくことが必要である。

また近年では外国人観光客の利用が増加しており、自然体験機会の提供の強化等、国立公園内の利用拠点に求められる役割も変化している。

平成15年の第1次点検後10年以上が経過し、上記のように社会的条件が変化したことや今後予測されている自然条件の変化に対応するため、今回、公園計画の点検を行うものである。

基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表1:基本方針変更表)

旨定された公園である。指定され 、変化し、本公園の公園利用等に 時別地域を指定、昭和46年に特

うな見直しが行われておらず、現

づき、公園区域全体にわたり公園

$($ X $_1$ · B $+$ C $^{\prime}$ $)$	
変更後	変更前
大雪山国立公園は、北海道中央部に位置する原生的な山岳地域であり、昭和	大雪山国立公園は、昭和9年12月4日に指定された公園である。指
9年に指定された国立公園である。広範な溶岩台地等の上に火山が形成された	てから現在までの間に、社会経済情勢は大きく変化し、本公園の公園利
地形を基盤とし、我が国最大の面積を持つ高山帯から亜寒帯に至る自然植生が	も大きな変化をもたらしている。
連続して広がる雄大な自然景観が特徴であり、特に高山帯のお花畑はその種類	一方、本公園の公園計画は、昭和13年に特別地域を指定、昭和46
が非常に多彩で傑出した美しさを持つ。これらを鑑賞する登山と高山植物探勝、	別保護地区を指定しているが、現在まで全般的な見直しが行われておら
温泉を利用した保養と周辺の自然探勝、峡谷沿いの景観探勝、冬期のスキー等、	実の公園管理に支障が生じている。
原生的な自然景観を活かした利用が中心となっている。	このような状況をふまえ、以下の方針に基づき、公園区域全体にわた
以上の自然的・社会的状況を踏まえながら当該国立公園の風致景観の保全を	計画の再検討を行い、本公園の適切な保護及び利用を図るものである。
図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定め	
ることとする。	
(1) 規制計画	(1) 保護計画
アー保護規制計画及び関連事項	1 特別地域
(ア) 特別地域	(1) 区域
	公園区域のうち、高山帯及び風致景観の優れた森林並びに特異な地形
	び自然現象を呈している地域が既に特別地域に指定されて、

れた森林並びに特異な地形地質及 公園区域の拡張を行う地域及び普通地域のうち、すぐれた自然景観を有する地 域、公園利用道路(車道)沿線等風致の維持を図る必要性の高い地域について 別地域に指定されている。 は、特別地域を拡張する。

等により、その風致の維持を図る必要性の薄れた地域については、特別地域か なお、現行の特別地域のうち、農地への改変、公園利用道路(車道)の変更

ら削除する。

現行の特別地域は、地種区分が未決定である。このため新たに拡張する部分 公園利用との関係等を勘案しながら、次により地域地区 を含めて景観の特性、 を設定する。

ア特別保護地区

(7) 大雪山、ニセイカウシュッペ山、十勝岳及びニペソツ山の各火山地形や石 次に該当する厳正な保護を図る必要がある本公園の核心地域が既に特別保護 狩岳連峰の構造山地地形の頂稜部に展開する高山植物群落、ハイマツ群落 及び高層湿原等の原生的な自然景観を有する地域並びに噴気・泥流跡等の 火山現象を呈する地域 **地区に指定されている。**

①大雪山、ニセイカウシュッペ山、十勝岳及びニペソツ山の各火山地形

②ハイマツ群落及び高層湿原等の原生的な自然景観を有する地域

③高層湿原・湿地性わい性アカエゾマツ群落等

④噴気・泥流跡等の火山現象を呈する地域

⑤柱状節理の峡谷・滝を有する地域

や石狩岳連峰の構造山地地形の頂稜部に分布する高山植物群落

以下に該当し良好な自然景観を維持している地域については、特別保護地

ア) 特別保護地区

(4)柱状節理の峡谷及び滝を有する地域

特に学術的価値が高く、厳正 又、現行の特別保護地区に隣接して原生的な自然景観を有する地域のうち、 こ景観の保護を図る必要性が極めて高い地域については、区域を拡張する。 高層湿原、湿地性わい性アカエゾマツ群落等、

第1種特別地域

次に該当する地域で、特別保護地区に準じ、厳正にその風致の維持を図る必 要性が高い地域を第1種特別地域とする。

- (7) すぐれた火山、山岳地形を有する地域
- (4) 原始性の高い景観を有する河川、天然湖沼及びその周辺地域
- 柱状節理、構造土等特異な地形、地質を有する地域 (4)

湿地性わい性林等のうち原生的な自

湿原、

風衝地、 用高口带、 高山帯、 (H)湿地性わい性林等のうち原生的な 風衝地、湿原、 用高口带、

\leftarrow

第1種 以下に該当し特別保護地区に準ずる景観を有する地域については、 特別地域として現在の風致を極力維持する。

イ) 第1種特別地域

- ◎すぐれた火山、山岳地形を有する地域
- ②原始性の高い景観を有する河川、天然湖沼及びその周辺地域
- ③柱状節理、構造土等特異な地形、地質を有する地域
- ④高山帯、

- 20 -

自然景観を有する地域

- ⑤高山植物等貴重な植物の自生地として貴重な地域
- ⑤すぐれた天然林を有する地域
- ②エゾナキウサギ、高山性鳥類、高山蝶等貴重な動物の生息地、もしくは繁殖地として貴重な地域
- 8️噴気現象、温泉現象等特異な自然現象が生じている地域

ウ) 第2種特別地域

以下に該当する地域については、第2種特別地域として現在の風致を維 時するとともに、特に農林漁業活動については努めて調整を図る。

- ①良好な天然林、山岳、河川等、公園の景観構成上重要な自然景観を有する地域
- ②公園の主要利用地点からの主たる展望対象地域
- ③集団施設地区等公園利用拠点とその周辺地域
- ④主要公園利用道路(車道)沿線で周囲が第3種特別地域(予定)又は普通地域である地域
- ⑤現在一般のスキー利用(ツアースキーを除く。)がなされており、今後ともそれを認めることが適当な地域

工)第3種特別地域

森林施業をはじめとする通常の農林漁業活動が風致の維持に大きな影響を及ぼすおそれがない地域については、第3種特別地域とする。

然景観を有する地域

-)高山植物等貴重な植物の自生地として貴重な地域
- (カ) すぐれた天然林を有する地域
- (キ) ナキウサギ、高山性鳥類、高山蝶等貴重な動物の生息地、もしくは繁殖地として貴重な地域
- (4) 噴気現象、温泉現象等特異な自然現象が生じている地域

第2種特別地域

A

次に該当する地域で、特に農林漁業活動については、つとめて調整を図ることが必要な地域を第2種特別地域とする。

- (3) 良好な天然林、山岳、河川等、公園の景観構成上重要な自然景観を有する地域
- (1) 公園の主要利用地点からの主たる展望対象地域
- (ウ) 集団施設地区等公園利用拠点とその周辺地域
- (エ) 主要公園利用道路(車道)沿線で周囲が第3種特別地域(予定)または普通地域である地域
- (4) 現在一般のスキー利用 (ツアースキーを除く。) がなされており、今後ともそれを認めることが適当な地域

工 第3種特別地域

本公園の景観構成上重要な地域で風致の維持を図る必要性は高いが、森林 施業をはじめとする通常の農林漁業活動については、特に風致の維持に影響 を及ぼすおそれの少ない地域を第3種特別地域とする。

	才指定湖沼 高山帯の景観上きわめて重要な位置をなす4湖沼が既に指定されており、 新規指定は行わない。
	カ 乗入れ規制地域 貴重な動植物の生息・生育地で、車馬特にスノーモービルの乗り入れによ り環境の悪化が懸念される地域を新たに指定する。
イ)関連事項 ア) 普通地域 特別地域の周辺部で風景の保護を図ることが必要な地域を普通地域とする。	2 普通地域 特別地域の周辺部で風景の保護を図ることが必要な地域を普通地域とする。
(2) <u>事業</u> 計画 ア 利用施設計画	(2) 利用計画
(ア) <u>集団施設地区</u>	集団施設地区
既存の集団施設地区については、多様な利用ニーズに対応するため一体的 な整備を図る必要があることに鑑み、必要に応じて集団施設地区の拡張や 適切や整備方針等の第定を行うとない。 今後とも、整備の可能性が低い地域	(1) 既存の層雲峡、勇駒別、糠平の3地区については、現在の利用状況及び施設の整備計画に合わせて、現行の区域及び地割、整備方針を変更する。
については、集団施設地区の削除を行う。	(2) 利用拠点として自然条件、社会条件等に優れた十勝三股地区については、 地域の自然探勝の基地として計画的に整備を進めるため集団施設地区を追加する。
(イ) 単独施設	2 単独施設

公園の利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。<u>また、</u>現計画のうち事業執行されていないもので、今後とも整備の可能性が低いものについては、計画から削除する。

(ウ) 道路 (車道・自転車道・歩道)

- ①公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては計画を 追加する。
- ②

 現計画のうち、すでに整備されている路線については、その目的及び利用状況等に応じて再編成する。
- ③現計画のうち、未だ整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

- (1)公園の利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。
- (2) 現計画のうち、未だ事業執行されていないもので、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

3 道路

- (1) 車道
- ア 公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。
- イ 現計画のうち、すでに整備されている路線については、その目的、利用 状況等に応じて再編成する。
- ウ 現計画のうち、未だ整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及 び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(2) 自転車道

ア 公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。

(3) 歩道

- ア 公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。
- イ 現計画のうち、すでに整備されている路線については、その目的、利用 状況等に応じて再編成する。
- ウ 現計画のうち、未だ整備されていない路線で、利用上の必要性の低いもの及び危険性の高いものについては、計画から削除する。

(工) 運輸施設	4 運輸施設
公園利用上必要性が認められ整備が見込まれるものについては、計画を	公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追
追加する。	加寸る。

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2:第1種特別地域変更表)

X	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
			北海道河東郡上士幌町内	大雪ダム糠平上士幌線道路(車道)園線の	
	金倉科門はお	十十年,年於「	国有林十勝西部森林管理署	第1種特別地域の地種区分線の基準となっ	
拡張	まる 種 左 辺 ら 受 ずべ で 古 井	来 上 上 上 上	東大雪支署 200 林班、202	ている三国峠南側の路線が道路改良により	4.91
	(2,00)核((1))	c iii	林班	変更されたため、地種区分線の見直しを行	
				うもの。	
				変更部分面積計	4.91
				変更前第1種特別地域面積	29, 565, 74
				変更後第1種特別地域面積	29, 570, 65

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3:第2種特別地域変更表)

番号	以	内容	名称	変更部分 の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	第1種特別地域 への振替	大雪ダム糠平 上土幌線道路 (車道) 沿線	北海道河東郡上士幌町内 国有林十勝西部森林管理署 東大雪支署 200 林班、202 林班	大雪ダム糠平上士幌線道路(車道) 沿線の第1種特別地域の地種区分線の基準としている三国峠南側の路線が道路改良により変更されたため、地種区分線の見直しを行うもの。	4.91
					変更部分面積計	4.91
					変更前第2種特別地域面積	22, 270, 55
					変更後第2種特別地域面積	22, 265. 64

イ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表4:地域地区別土地所有面積総括表)

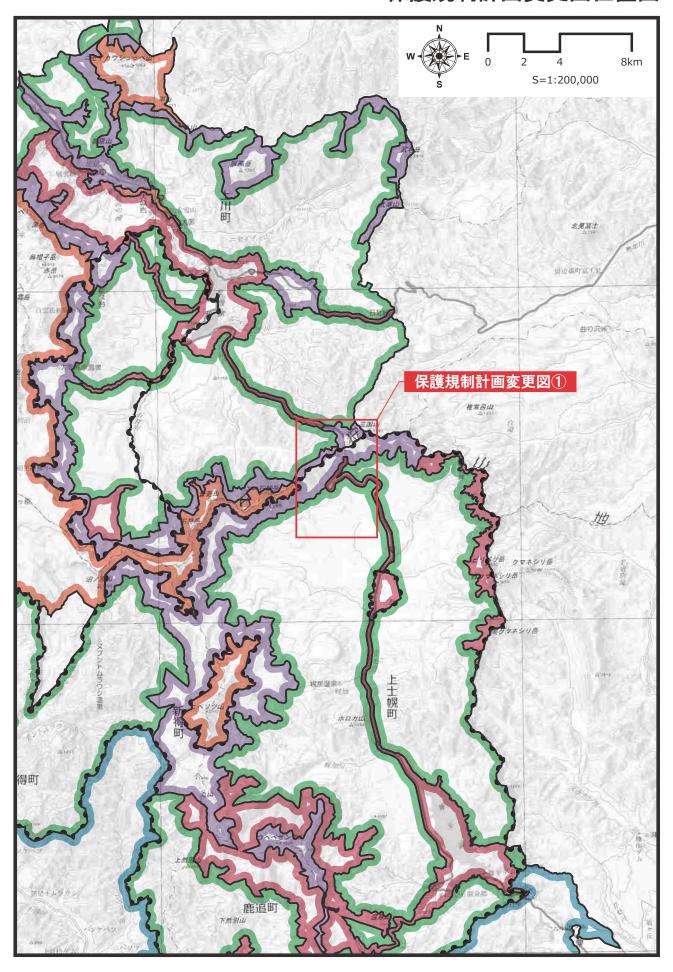
(単位:面積 ha、比率%)

	地域区分						特別	別地域							普通地域			合計		海域公	普通地域	合計
	地種区分	特	別保護地	区	第1	種特別地	 地域	第2	2 種特別地	坦域	第:	3 種特別地	也域]	(陸域)			(陸域)		園地区	(海域)	(海域)
	土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
حالہ	土地所有別面積	34.267	2,541	0	28,392	1,173	5	19,759	1,529	979	94,469	184	195	37,927	4,425	920	214,812	9,853	2,099			
北上海	地種区分別面積		•				29,571	·		22,267			94,848									
海一道一	地域地区別面積			36,807					146,684													
坦	地域別面積						18	3,491]		43,272			226,764	0	0	0
	土地所有別面積	34.267	2,541	0	28,392	1,173	5	19,759	1,529	979	94,469	184	195	37,927	4,425	920	214,812	9,853	2,099			
	地種区分別 面積		•				29,571	·		22,267			94,848									
	(比率)						(13.0)			(9.8)			(41.9)									
合 - 計	地域地区別 面積			36,807					146,684]								
рΙ	(比率)			(16.2)					(64.7)													
	地域別 面積						18	3,491								43,272			226,764			
	(比率)						(8	80.9)								(19.1)			(100.00)	0	0	0

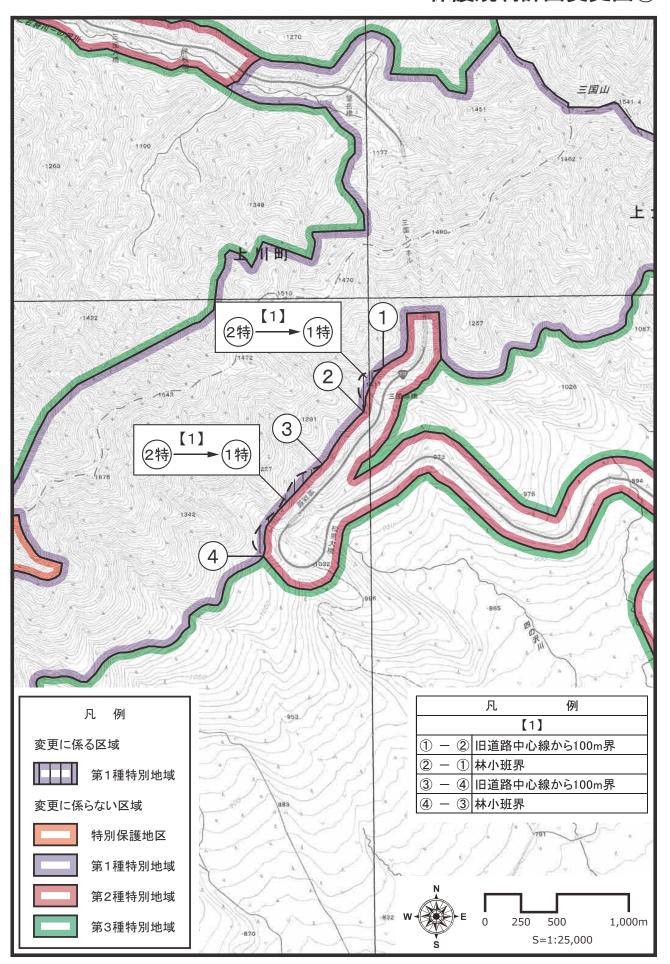
(表5:地域地区別市町村別面積総括表)

						現		彳	Ī							変	更	色					増	減
		地域地区			特別地域	Ż.		普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')			特別地域	戉		普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (B')		海域 (B'-A')
市町村	† 名		特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計						特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計							
	富良	野市	1,298	1,035	0	276	2,608	835	3,444	0	0	0	1,298	1,035	0	276	2,608	835	3,444	0	0	0	0	0
	上川郡	上川町	8,724	8,663	5,768	30,564	53,719	0	53,719	0	0	0	8,724	8,663	5,768	30,564	53,719	0	53,719	0	0	0	0	0
北		東川町	3,021	1,554	2,270	0	6,845	3,411	10,255	0	0	0	3,021	1,554	2,270	0	6,845	3,411	10,255	0	0	0	0	0
海道		美瑛町	10,045	4,318	66	2,255	16,684	5,512	22,196	0	0	0	10,045	4,318	66	2,255	16,684	5,512	22,196	0	0	0	0	0
	空知郡	上富良野町	1,060	1,194	283	559	3,096	1,923	5,019	0	0	0	1,060	1,194	283	559	3,096	1,923	5,019	0	0	0	0	0
		南富良野町	1,012	1,425	0	1,423	3,860	1,830	5,691	0	0	0	1,012	1,425	0	1,423	3,860	1,830	5,691	0	0	0	0	0
	河東郡	士幌町	0	65	0	231	296	601	897	0	0	0	0	65	0	231	296	601	897	0	0	0	0	0
		上士幌町	1,191	6,034	6,222	29,104	42,552	8,923	51,475	0	0	0	1,191	6,039	6,218	29,104	42,552	8,923	51,475	0	0	0	0	0
		鹿追町	0	648	3,597	7,144	11,389	4,566	15,954	0	0	0	0	648	3597	7,144	11,389	4,566	15,954	0	0	0	0	0
	上川郡	新得町	10,456	4,285	4,064	23,292	42,097	15,672	57,768	0	0	0	10,456	4,285	4,064	23,292	42,097	15,672	57,768	0	0	0	0	0
	(河東郡)	然別湖	0	346	0	0	346	0	346	0	0	0	0	346	0	0	346	0	346	0	0	0	0	0
	合	計	36,807	29,566	22,271	94,848	146,684	43,272	226,764	0	0	0	36,807	5 29,571	△4 22,267	94 848	146,684	43,272	226,764	0	0	0	0	0

保護規制計画変更図位置図



保護規制計画変更図①



4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

層雲峡集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表6:集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区•基 盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
1	層雲峽	北海道上川郡上	当地区は、本公園の北部にあ	中央整備計画区	当計画区は、層雲峡の中心部に位置する黒		一般計画
		川町内	る柱状節理の断崖を形成する		岳沢の左岸側、国道39号線までの平坦地で、		昭 29.2.18 決定
		国有林上川中	層雲峡峡谷の中央部にあたり、		ビジターセンター、宿泊施設、店舗、ロープ		
		部森林管理署	黒岳沢との合流部分に位置す		ウエイ駅舎、駐車場等が集中的に立地してい		詳細計画
		2201 林班、2339	%		Ŷ		昭 41.11.7 決定
		林班及び 2340	湧出する温泉とともに、層雲		層雲峡の中心地として快適な公園利用に供		
		林班の各一部	峡峡谷、ニセイカウシュッペ		するため、公共施設の適切な配置、利用動線		区域
			山、大雪山火山群等第1級の自		の歩車道分離、美しい町並み景観の維持、積		昭 32.10.1 指定
		北海道上川郡上	然景観に恵まれ、主要な北海道		極的な緑地の配置及び緑化、利用施設区域と		昭 36. 12. 26 拡張
		川町字層雲峡の	観光ルートとなっている国道		従業員宿舎区域の分離、住民の安全性・快適		昭 41.11.7 拡張
		75年—	39号線沿いにあるため、利用		性の確保を図る。		及び削除
			者が多く、本公園の最大の利用		また、自然ふれあい整備計画区での自然ふ		
			拠点となっている。		れあい活動の拠点として、大雪山の登山拠点	10.7	

この恵まれた景観や良好なア		として、近年増加している外国人利用者への		
クセスを活かし、大雪山登山の		対応を含め、必要な情報やサービスを提供す		
基地として、また、温泉を利用		v° °		
した保健休養の場として快適		なお、黒岳沢については、利用者及び地域住		
な利用を図るとともに、峡谷の		民の安全のため、災害防止施設の整備を図る。		
景観を活かした自然ふれあい	宿泊施設整備計	当計画区は、宿泊施設、公営住宅、浄水場、		
活動の拠点としての空間・施設	国区	下水処理場が既に立地している。		
を整備する。		狩川河畔林及び自然河岸の保全に配慮しつ		
なお、急峻な山腹と岩壁に囲ま		つ、既存施設の整備充実を図る。宿泊施設の		
れており、利用可能な地域が少		更新、整備の際には施設相互の間隔を十分と		
ないため、土地の有効利用・災		り、敷地の内外に緑地を確保することにより、		
害防止に十分配慮する。		豊かな自然環境の中に立地する宿泊施設とし		
また、地区内に緑地を適切に確		て快適性を保つとともに、地区全体の緑量の		
保し、自然環境豊かな地区づく		確保に留意する。		
りを促進するとともに、自然探		なお、石狩川左岸山腹からの土砂災害等に		
勝型利用を促進するための整		十分留意するものとし、宿泊施設、従業員宿		
備を行う。		舎等は配置しない。	30.0	

												17.9										
当計画区は、石狩川右岸の一段高い平坦地	に園地や野営場が整備され、九十九川上流は、	紅葉谷への散策道路の入り口拠点となってい	Ŷ	当計画区には、自然ふれあい活動の拠点又	は実施場所として、自然解説活動ができるよ	うな休憩施設や、散策できる施設を整備する。	園地への動線は現在歩道橋のみであるので、	管理用車道の整備を検討する。国道39号線	との間の未利用地には石狩川の増水への対応	が可能な場合は、駐車場、広場等を配置する。	自然河岸の保全に留意し、護岸はその修景	に十分配慮する。	北海道の主要動脈である国道 39 号線が地区	内を通過しており、交通量が非常に多い。こ	のため、国道沿いの利用施設や町道1号線と	の出入り際の安全確保に留意する。	公共施設と連絡するように緑地や河畔を利用	した散策歩道を整備し、自然探勝型利用の促	進を図る。	現在上流部宿泊施設整備計画区にある施設か	ら地区内に配水しているが、水量が不足する	場合は別途施設を検討する。
自然ふれあい施	設整備計画区												道路 (車道)				道路 (歩道)			給水施設		
4111	- 1												- 型				製					

	イユ 4(1m) m 515	AIS 計倒による 比葉の修正 / 図	国債の修正(本社の金融の金属)	域の後天はより、	
	私			1.2	58.7
2 西端に処	苓			4.6	
数設され、地区5。	Ħ	(うち環境省)	52.9	(28.3)	
下水道が地区全体に敷設され、地区西端に処理場が整備されている。			面積計		
排水施設					

糠平集団施設地区を、次のとおり変更する。

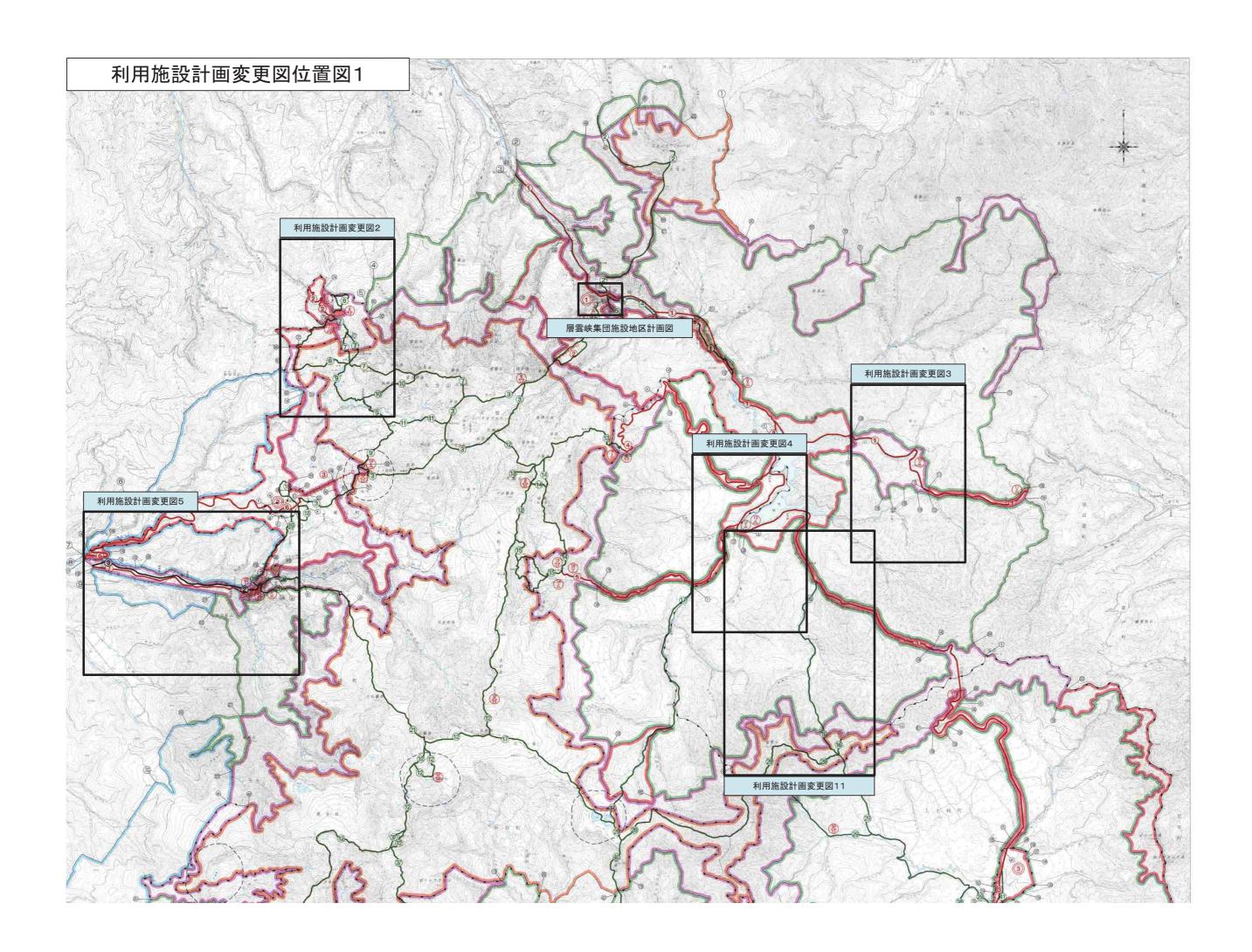
(表7:集団施設地区表)

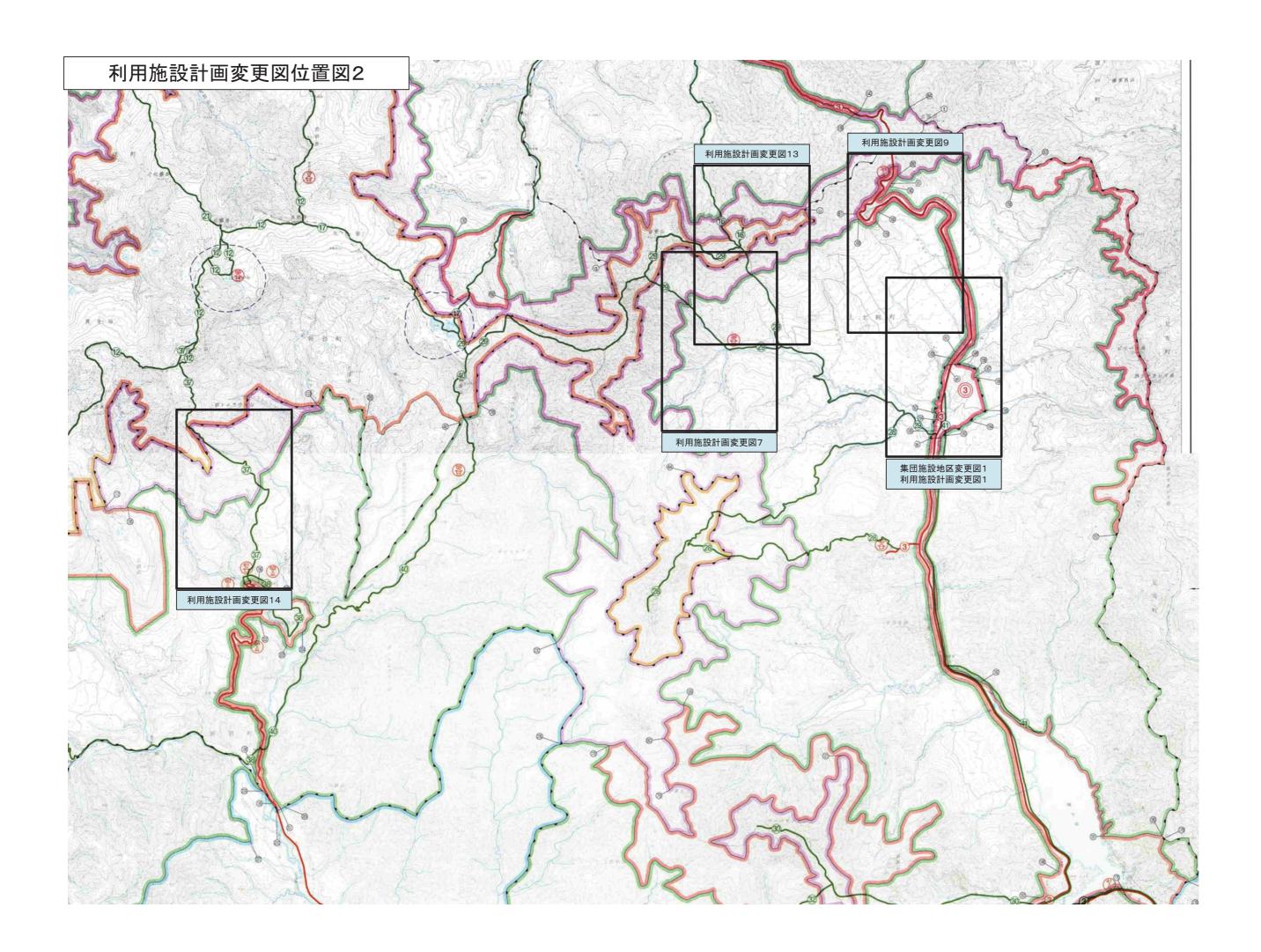
金米	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域	変更理由	変更面積 (ha)	変更面積 (ha) 変更後面積 (ha)
4	拉競	糠平集団施設地区	平7.8.21告示	北海道河東郡上土幌 町内 国有林十勝西部森林 管 理署 東大雪支署 44 林班及び 47 林班 の各一部 北海道河東郡上土幌	利用拠点としての魅力向上を図る観点から、集団施設地区内の温泉街と隣接する森林を散策路によってつなぎ、利用者が温泉街と周囲の自然を一体的に楽しめる歩行空間を整備するため、集団施設地区の区域を拡張する。	3. 68	35. 18
				町字糠平の一部			

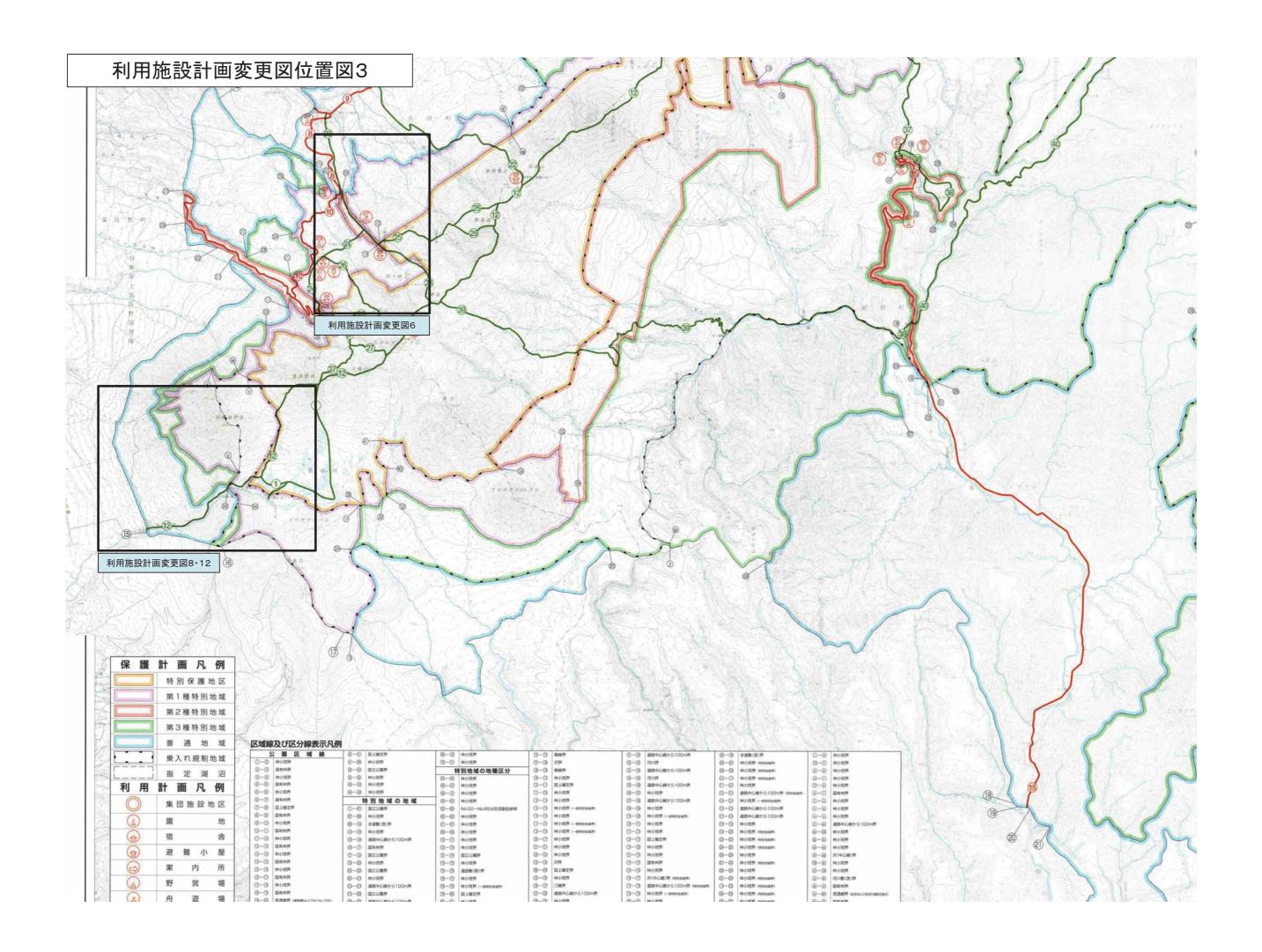
次の集団施設地区を削除する。

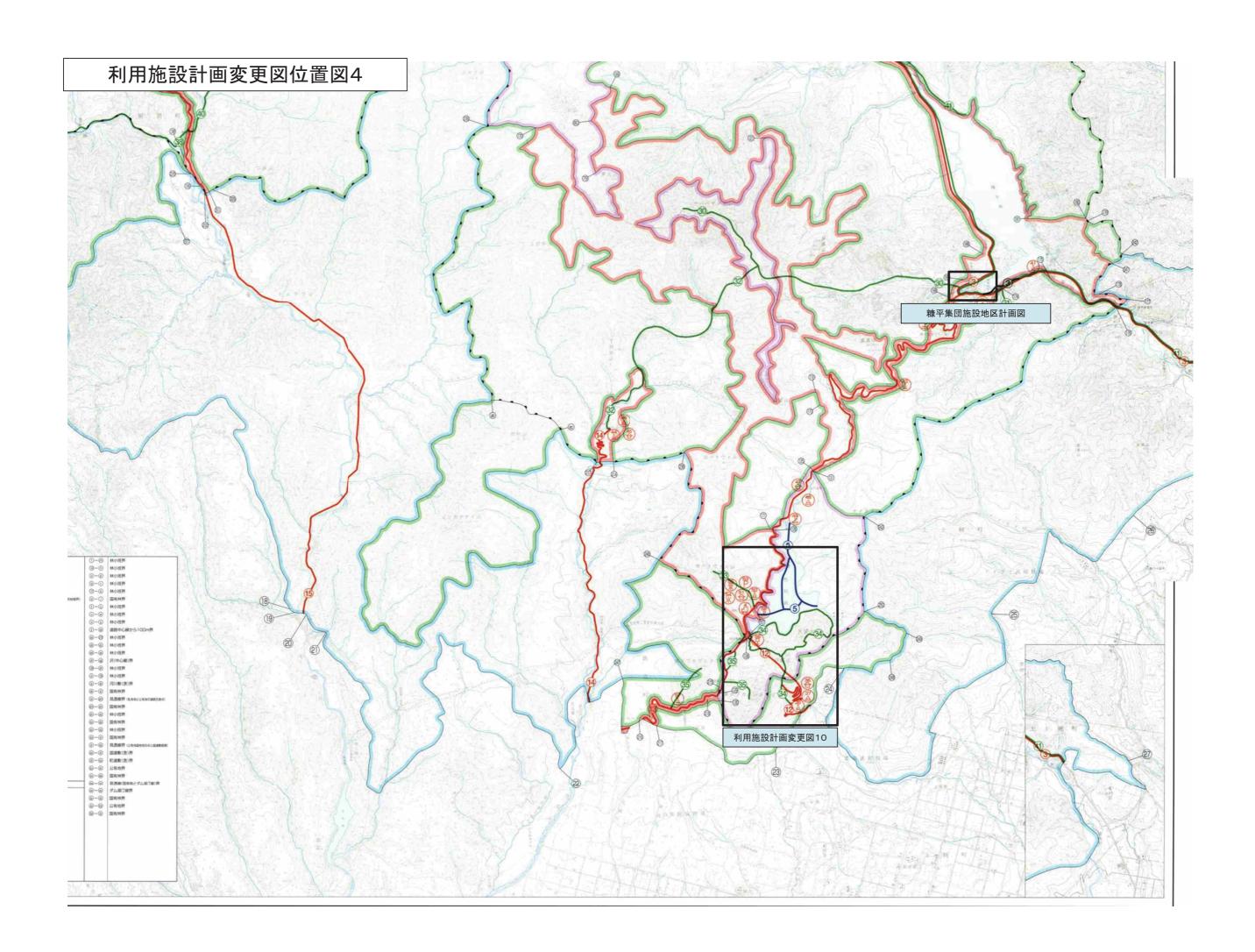
(表8:集団施設地区削除表)

		頭	:備	٢	<u> </u>	•			
	理由	本集団施設地区は、当該地区においてキャンプ・宿泊施設	等の快適性の高い自然体験型利用を促進するための整備	を行うことを目的に、平成7年の公園計画見直しにおいて	新規追加されたが、その後の社会状況の変化を踏まえ集団	的に施設を整備する見込みがなくなったため、削除する。			
	告示年月日	平7.8.21告示							
	位 置	北海道河東郡上士幌町內	国有林十勝西部森林管理署東大雪	支署 176 林班及び 180 林班の各一部		北海道河東郡上士幌町字三股の一	部		
	名 称			十勝三股集団施設地					
	长区				<u>长</u> 記				
K)	番号			c	ဂ				

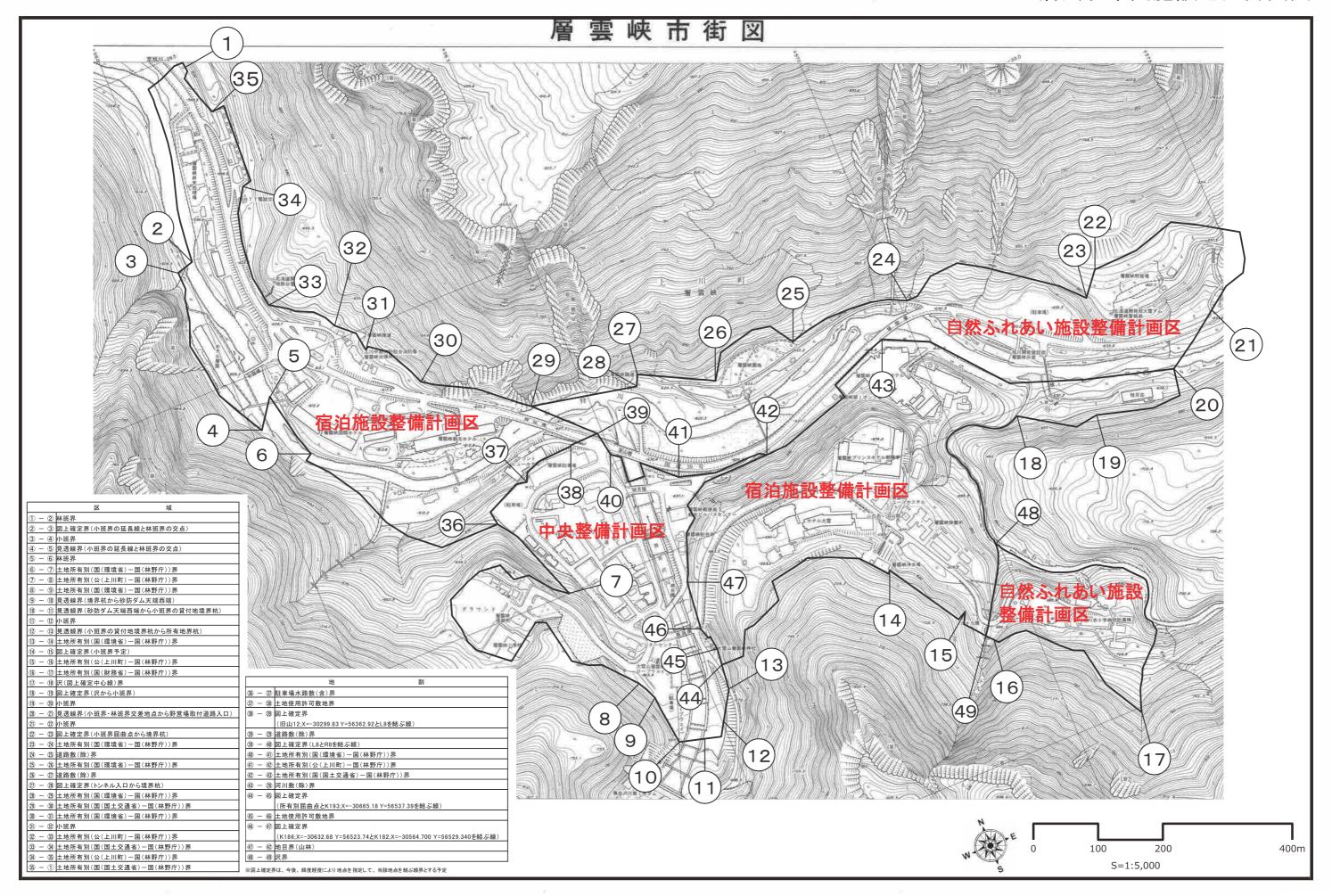




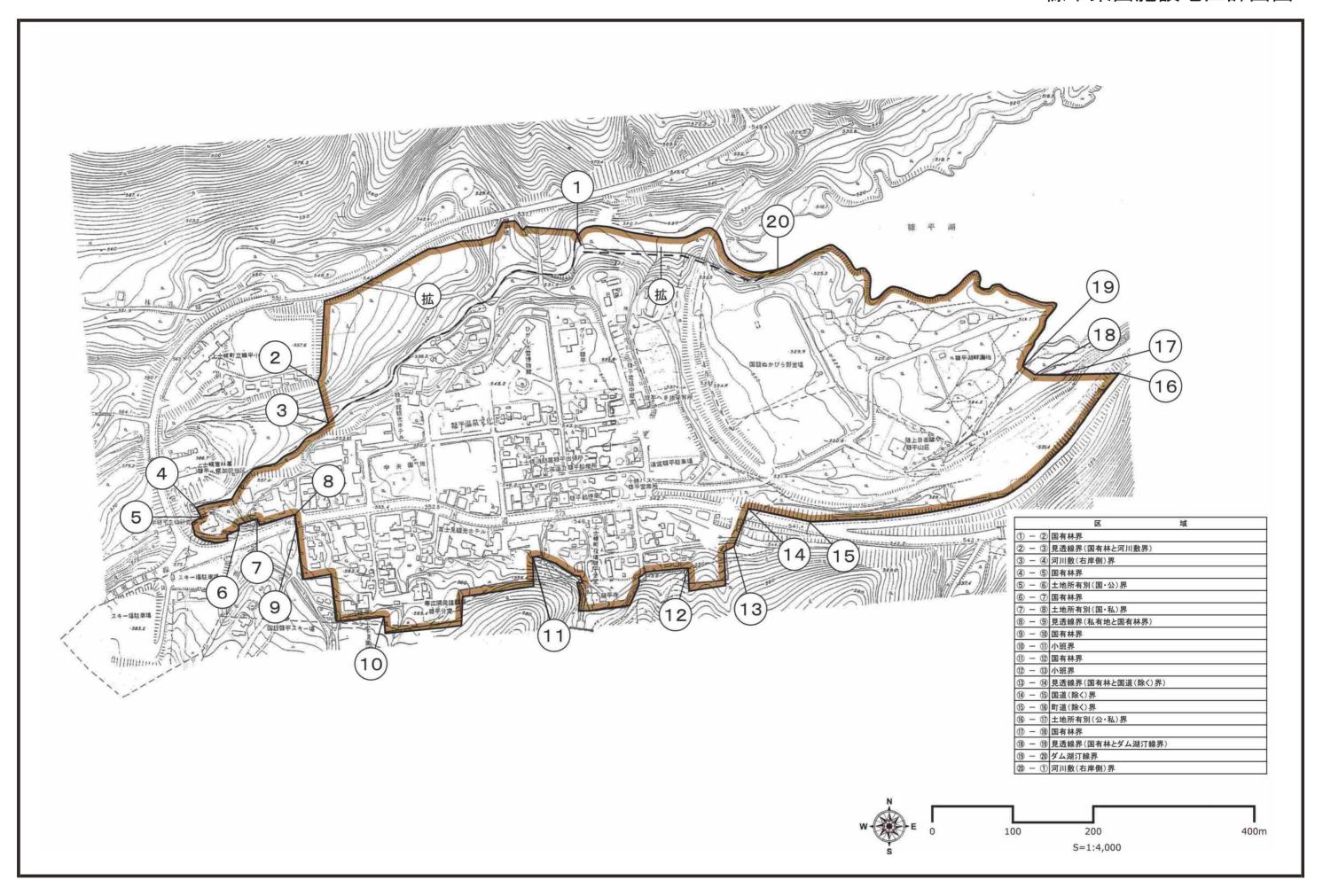


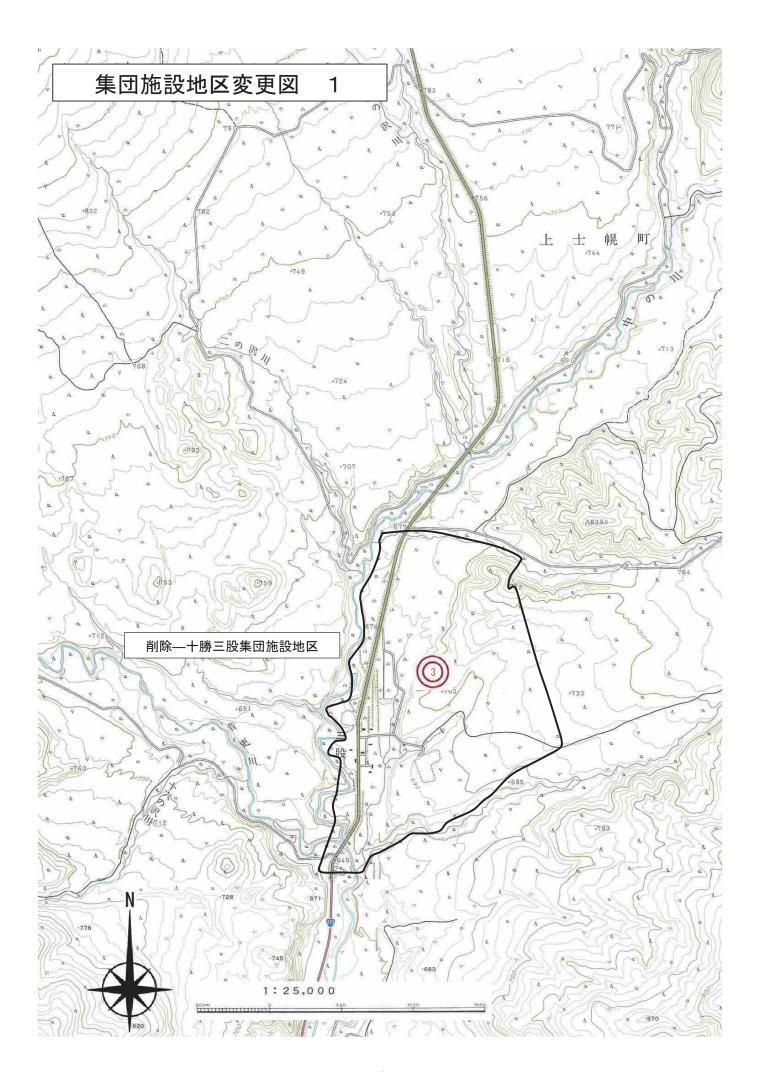


層雲峡集団施設地区計画図



糠平集団施設地区計画図





(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表9:単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
99	園地	北海道河東郡上士幌町 (十勝三股)	東大雪連峰の展望、十勝三股地区の植生復元を主体とする環境教育を行うための園地として整備
			する。

次の単独施設を削除する。

(表 10:単独施設削除表)

番号	種類	位 置	告示年月日	選 由
3	野営場	北海道上川郡上川	平7.8.21告示	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
		町 (愛山渓)		
10	園地	北海道上川郡上川	平7.8.21告示	事業が廃止され、今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除す
		町 (大雪台)		, vo
13	野営場	北海道上川郡上川	平7.8.21告示	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
		町(白楊平)		
22	野営場	北海道上川郡東川	平7.8.21告示	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
		町及び美瑛町 (天		
		人峡)		
27	スキー場	北海道上川郡美瑛	平7.8.21告示	事業が廃止され、今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除す
		町及び空知郡上富		, N
		良野町 (十勝岳)		
39	避難小屋	北海道河東郡上士	平7.8.21告示	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
		幌町 (岩間温泉)		

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 11:道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
16	原始ヶ原線	起点-北海道富良野市(布礼別・国立公園境界)		原始ヶ原及び富良野岳に登山する起点に至る道路として整備する。
		終点ー北海道富良野市(原始ヶ原登山口)		

次の車道を変更する。

(表 12:道路(車道)変更表)

		現 行					新			理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	道路改良により路
3	大雪ダム糠	起点-上川郡上川町(大雪ダム・車道分岐点)	三国峠、	平7.8.21告示	3	大雪ダム糠	起点-上川郡上川町(大雪ダム・車道分岐点)	三国峠、糠平	層雲峡ルベシベ線及	線が変更されたた
	平上士幌線	終点-河東郡上士幌町 (幌加温泉)	十勝三股集			平上士幌線	終点-河東郡上士幌町(幌加温泉)	集団施設地	び帯広方面から糠平	め、現道に合わせ
		終点-河東郡上士幌町(元小屋・国立公園境界)	団施設地区				終点-河東郡上士幌町(元小屋・国立公園境界)	区	集団施設地区等への	て変更する。
			、糠平集団						到達道路 (国道 273 号	
			施設地区						線)及び幌加温泉への	
									到達道路(町道)とし	
									て整備する。	
12	士幌然別線	起点-北海道河東郡士幌町(士幌高原・国立公		平7.8.21告示	12	士幌高原線	起点-北海道河東郡士幌町(士幌高原・国立公		士幌高原及び白雲山	今後整備される見
		園境界)					園境界)		登山口への到達道路	込みがないことか
		終点-北海道河東郡鹿追町(然別湖南・車道合					終点-北海道河東郡上士幌町(岩石山南西山		(道道) として整備す	ら、然別湖南に至
		流点)					腹)		る。	る未開削区間を削
		終点-北海道河東郡上士幌町(岩石山南西山								除する。
		腹)								

b 自転車道

次の自転車道を削除する。

(表 13:道路(自転車道)削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
2	天人峡線	起点ー北海道上川郡美瑛町(忠別・国立公園境界)		平7.8.21告示	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
		終点-北海道上川郡東川町及び美瑛町(天人峡)			

c 歩道

次の歩道を削除する。

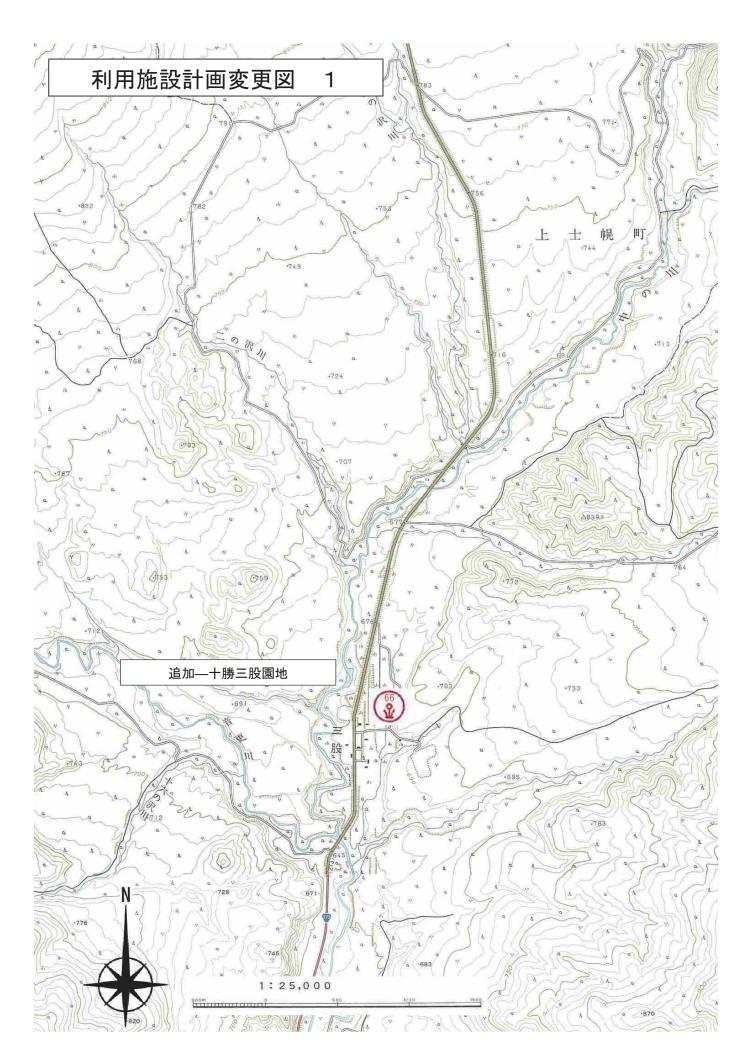
(表 14:道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
16	三国沢ユニ石狩岳線	起点-北海道上川郡上川町(三国沢)		平7.8.21告示	災害により通行の見通しが立っていないため、十石峠からユニ石狩岳間を石狩連峰
		終点-北海道上川郡上川町 (ユニ石狩岳)			縦走線に振り替え、それ以外の区間を削除する。

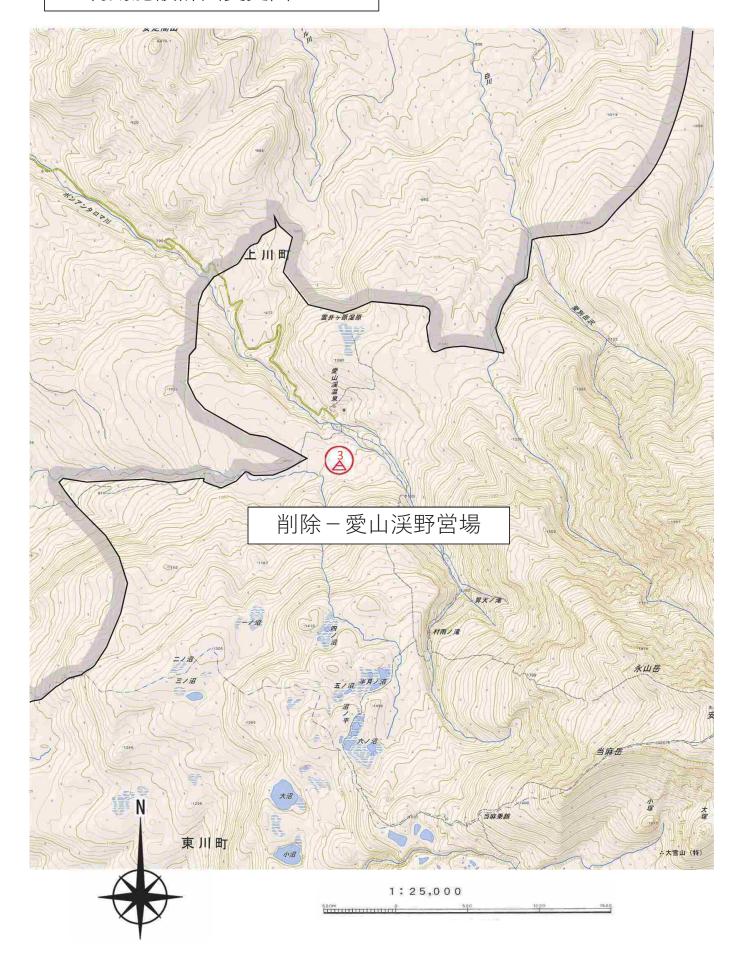
次の歩道を変更する。

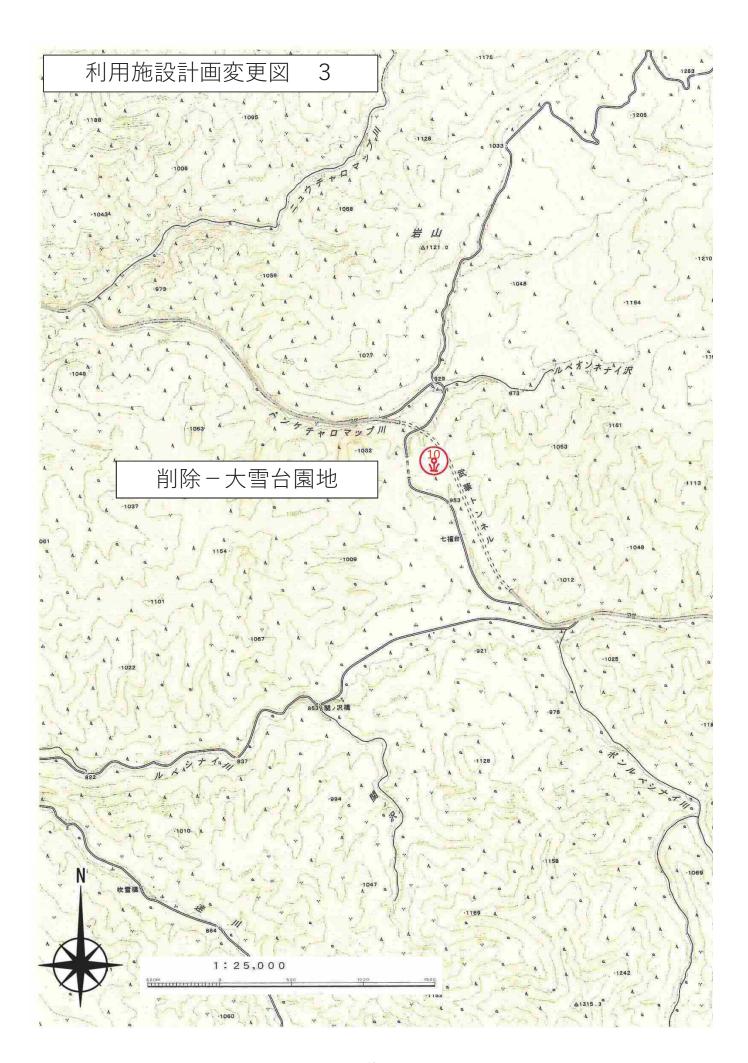
(表 15:道路(歩道)変更表)

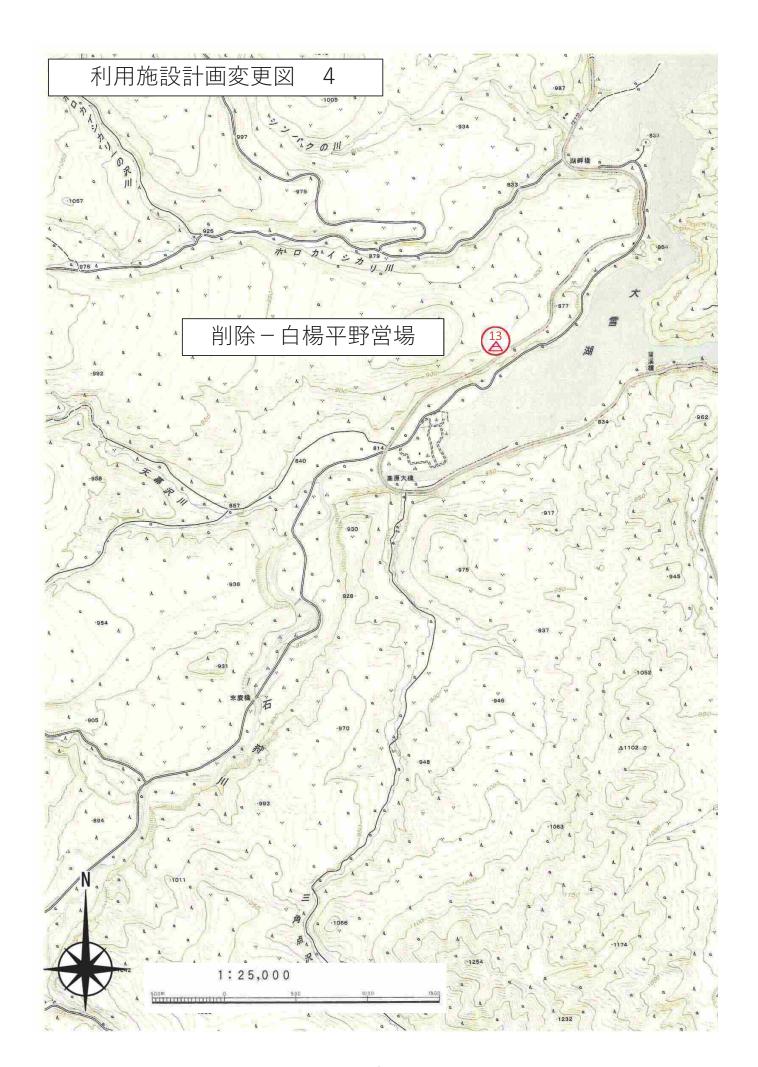
		現 行					新			理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	原始ヶ原登山口か
12	大雪山縦走	起点ー北海道上川郡上川町(北海岳・歩道分岐	高根ヶ原、	平7.8.21告示	12	大雪山縦走	起点-北海道上川郡上川町(北海岳・歩道分岐	高根ヶ原、	大雪山を縦走する幹	ら布礼別・国立公
	線	点)	忠別岳、			線	点)	忠別岳、	線登山道として、原始	園境界間を道路
		終点-北海道富良野市(布礼別・国立公園境界)	美瑛岳、				終点-北海道富良野市(原始ヶ原登山口)	美瑛岳、	性の高い自然の雰囲	(車道) 計画に位
		終点-北海道上川郡新得町(ヒサゴ沼避難小	十勝岳、				終点-北海道上川郡新得町(ヒサゴ沼避難小	十勝岳、	気の保つために必要	置付け、本歩道か
		屋)	富良野岳				屋)	富良野岳	最小限又は必要な整	ら削除する。
									備を行う。	
29	石狩連峰縦	起点-北海道河東郡上士幌町(十勝三股集団施	十石峠、	平7.8.21告示	29	石狩連峰縦	起点-北海道河東郡上士幌町(十勝三股集団施	十石峠、	石狩岳連峰を縦走す	三国沢ユニ石狩岳
	走線	設地区南)	音更山、			走線	設地区南)	音更山、	る登山道として原始	線の削除に伴い、
		終点-北海道上川郡上川町(沼ノ原・歩道合流	石狩岳、				終点-北海道上川郡上川町(沼ノ原・歩道合流	石狩岳、	性の高い自然の雰囲	十石峠からユニ石
		点)	岩間温泉				点)	岩間温泉	気を保つために必要	狩岳間を本歩道に
		終点-北海道河東郡上士幌町(石狩岳東・歩道					終点-北海道河東郡上士幌町(石狩岳東・歩道		最小限又は必要な整	振り替える。
		合流点)					合流点)		備を行う。ユニ石狩岳	
							終点-北海道河東郡上士幌町(ユニ石狩岳)		からユニ石狩岳登山	
									口を結ぶ区間は、大雪	
									山の雄大な自然の雰	
									囲気を保つための整	
									備を行う。	
37	トムラウシ	起点-北海道上川郡新得町(トムラウシ温泉)		平7.8.21告示	37	トムラウシ	起点-北海道上川郡新得町(トムラウシ温泉)		トムラウシ山への登	利用実態に合わせ
	山線	終点-北海道上川郡新得町(トムラウシ山・歩				山線	起点―北海道上川郡新得町(トムラウシ短縮登		山道として、原始性の	て、既存の計画歩
		道合流点)					山口)		高い自然の雰囲気を	道からトムラウシ
							終点-北海道上川郡新得町(トムラウシ山・歩		保つために必要最小	短縮登山口間を追
							道合流点)		限又は必要な整備を	加するとともに、
									行う。	トムラウシ温泉か
										らトムラウシ山・
										歩道合流点間の一
										部区間の線形を変
										更する。

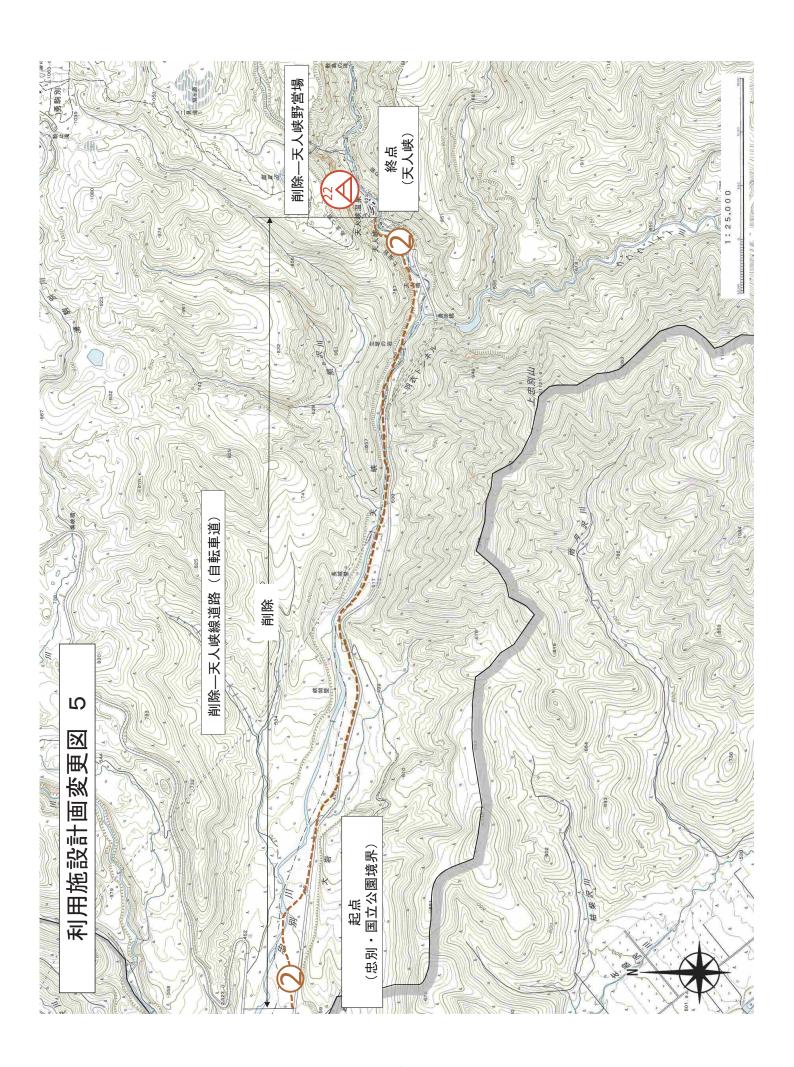


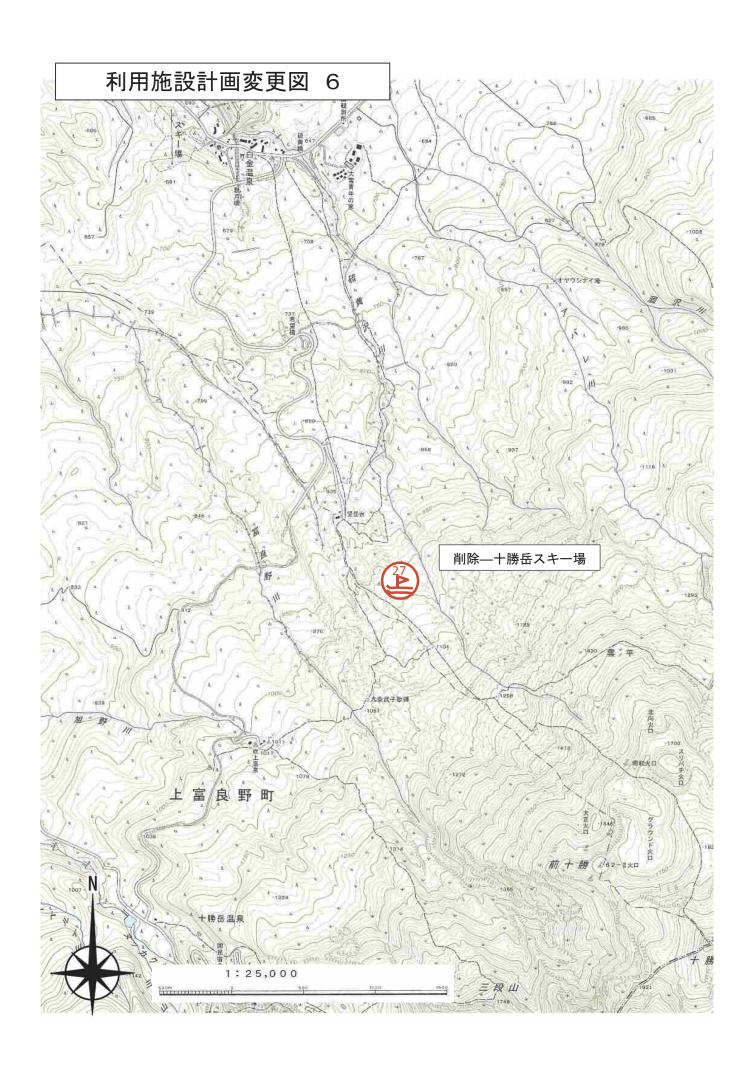
利用施設計画変更図 2

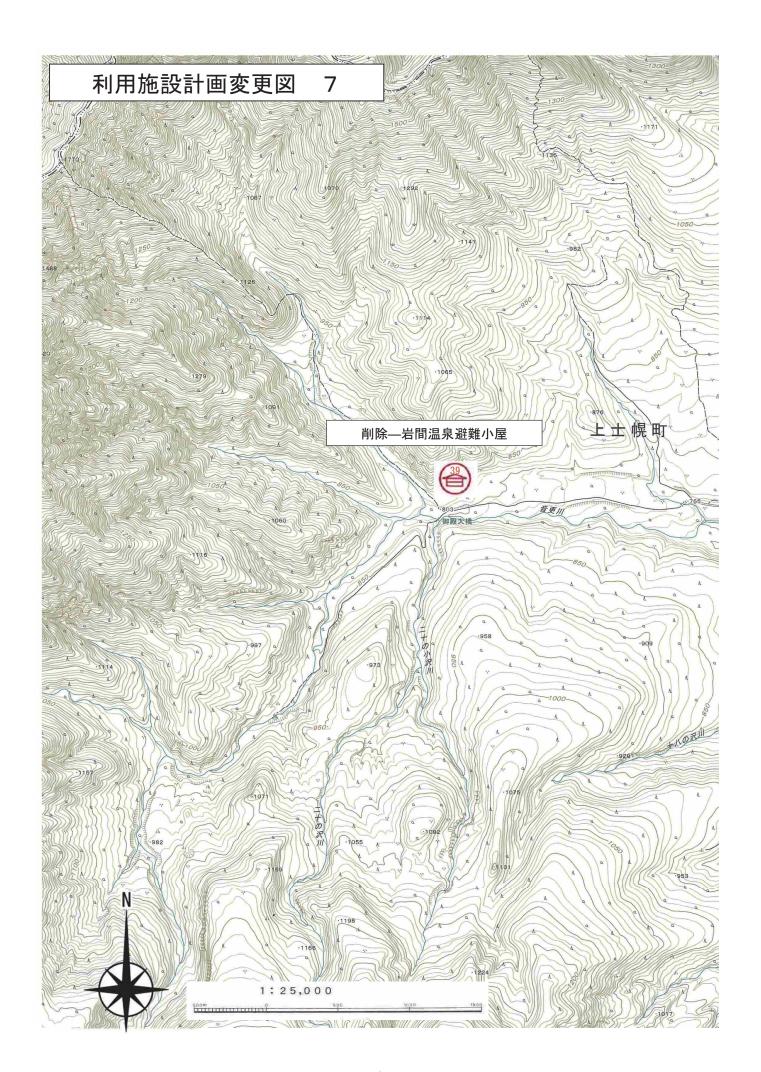


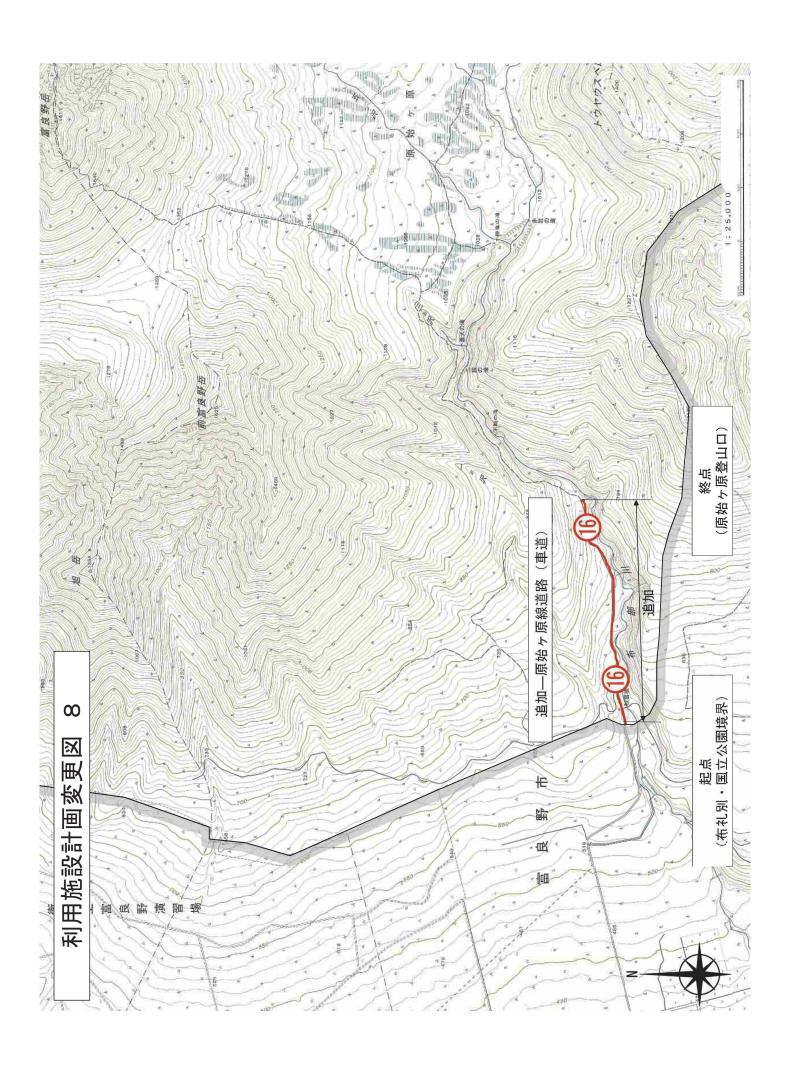


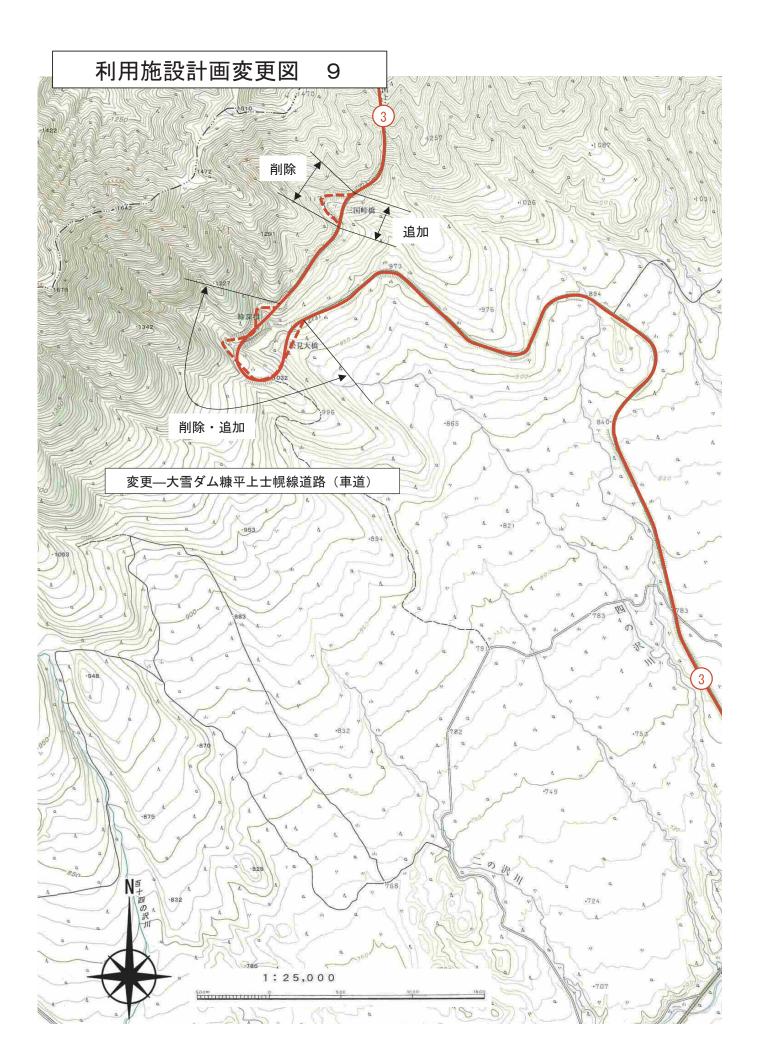


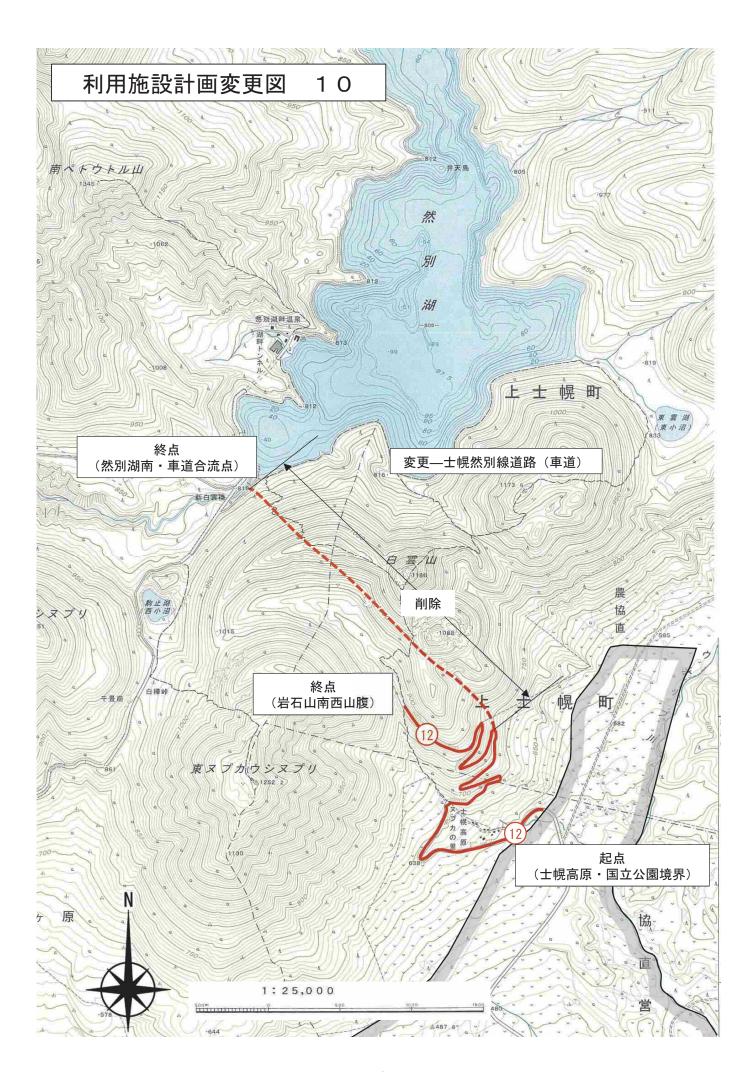


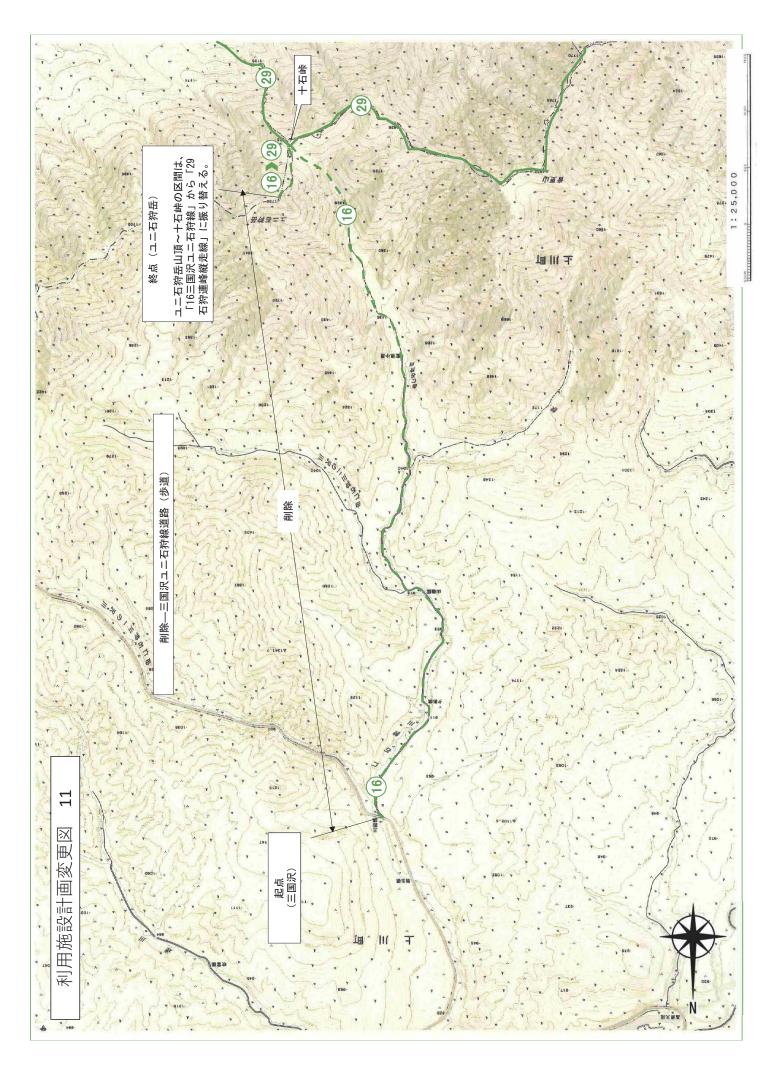


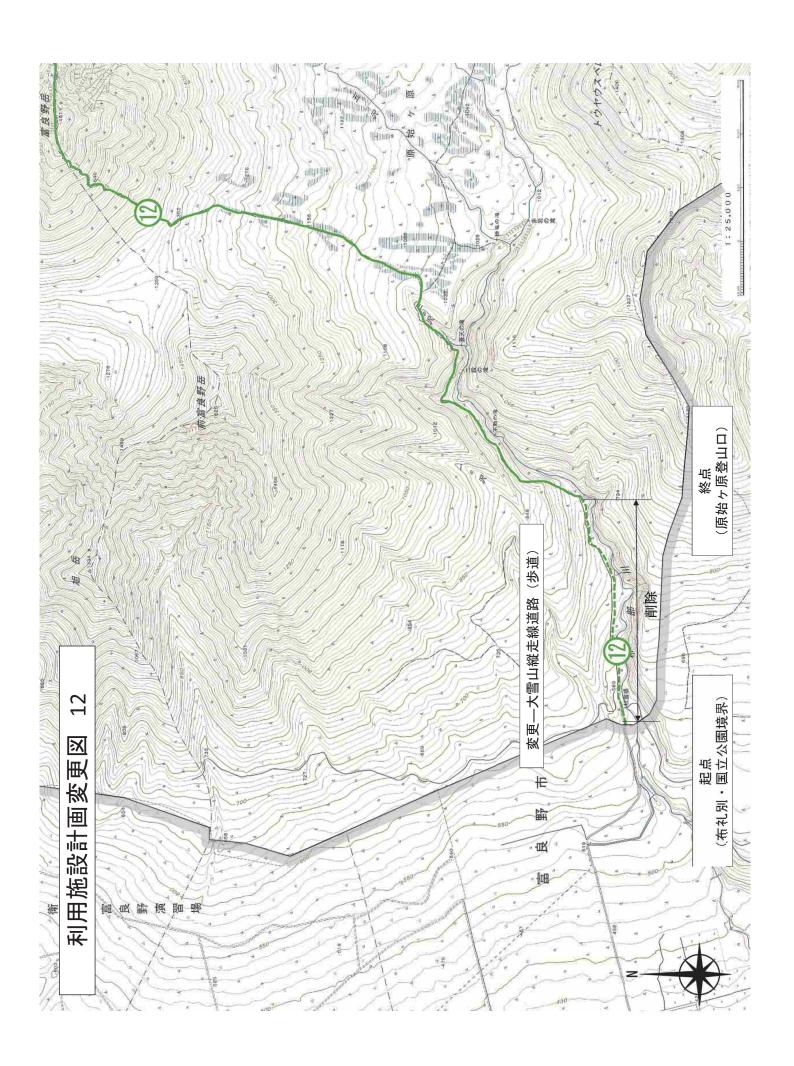


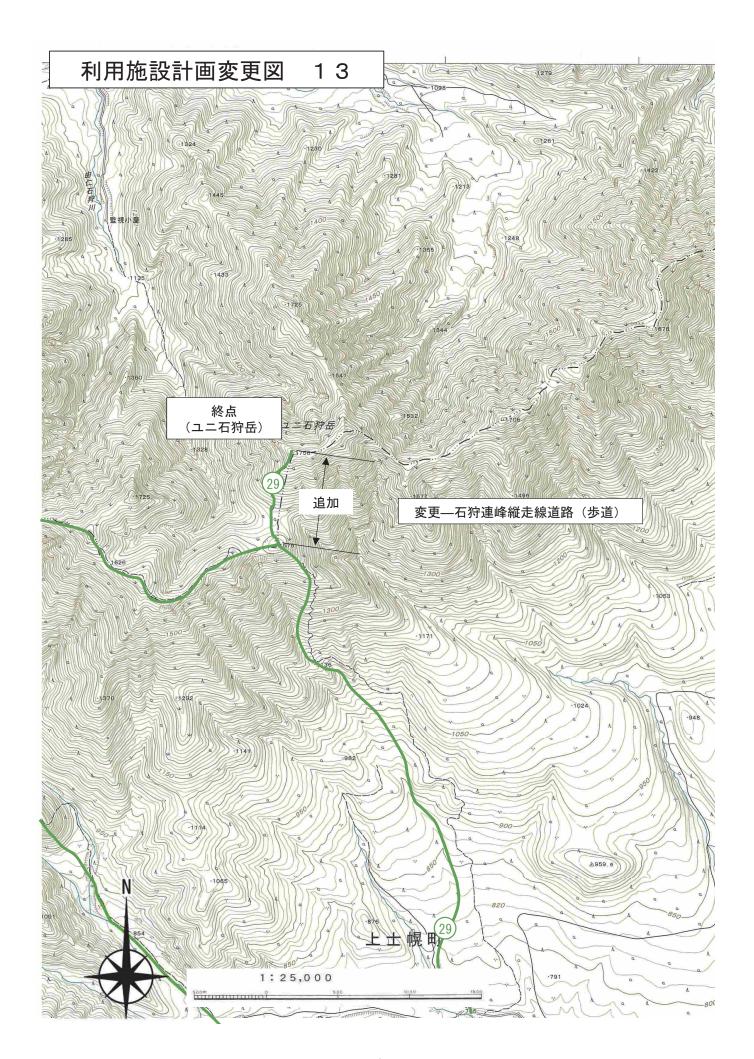


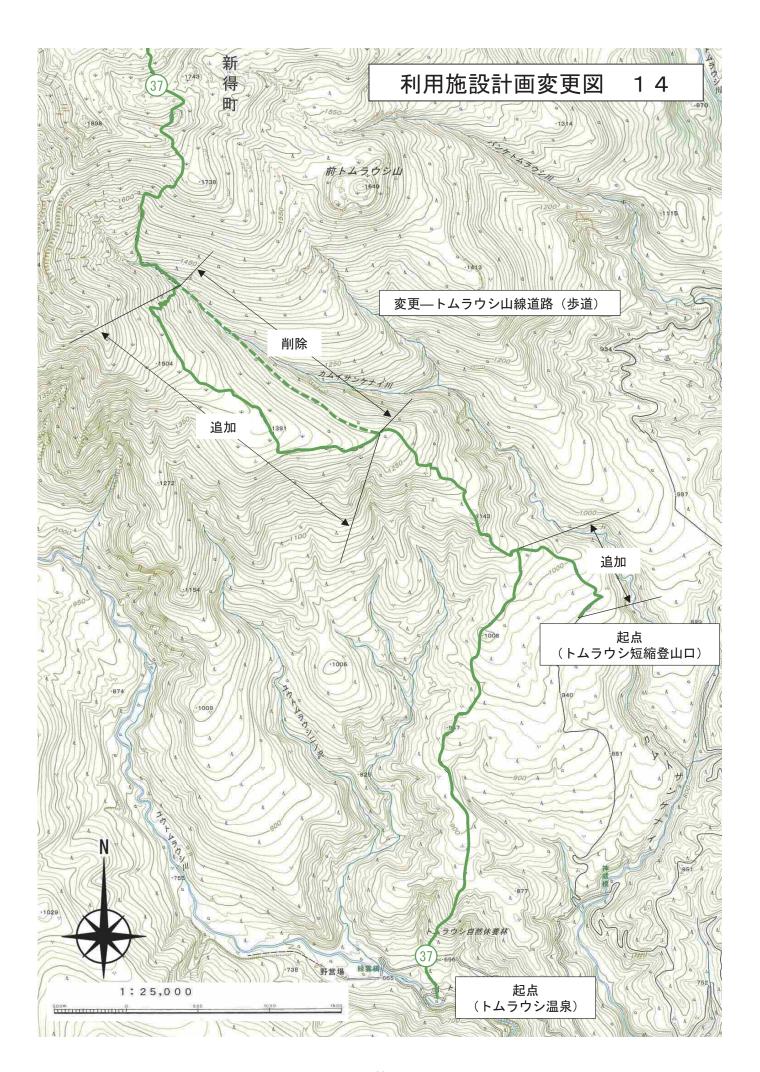












5 参考事項の変更内容

(1) 過去の経緯

公園区域の指定等の過去の経緯を次のとおり変更する。

(表 21 過去の経緯変更表)

変 更 前	記載なし																	
変 更 後	11/162	大雪山国立公園の区域の指定	(内務省告示第 568 号)	公園区域の変更	(環境庁告示第 109 号)	公園区域の全般的な見直し(再検討)	(環境省告示第 46 号)	公園区域の見直し (第1次点検) (変更なし)		特別地域指定(厚生省告示第68号)	特別保護地区の指定 (厚生省告示第 12 号)	指定湖沼の指定(沼ノ原大沼、姿見の池、硫黄	沼、ヒサゴ沼) (環境庁告示第41号)	保護規制計画の全般的な見直し(再検討)	特別地域 (環境庁告示第 48 号)	特別保護地区(環境庁告示第49号)	乗入れ規制区域の指定 (環境庁告示52号)	
	ア 公園区域	昭和9年12月4日		昭和52年12月28日		平成7年8月21日		平成15年4月1日	イ 規制計画	昭和13年5月13日	昭和 46 年 1 月 22 日	昭和 46年11月13日		平成7年8月21日				ウ施設計画

昭和15年1月11日	全体計画の決定	
	(厚生省告示第5号)	
平成7年8月21日	利用施設計画の全般的な見直し(再検討)	
	(環境庁告示第 47 号)	
平成15年4月1日	公園計画の見直し (第1次点検)(変更なし)	
平成15年8月20日	公園計画の一部変更	
	(環境省告示第87号)	